

巻頭言：「良き企業市民」「良きパートナー」として共に成長・発展を

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

平成 29 年 11 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行
12 月号 (No.287)

DECEMBER
2017
No.287

12

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

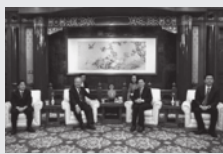
中国の最新ビジネス環境 動向 2017-2018



FOCUS：日中民商事法セミナーの歩みと新展開

**中国ビジネス Q&A：情報化社会における企業による個人情報取扱いの
最新動向と注意点**

DATA ROOM：中国・日中の主要経済指標(2017年第3四半期まで)



表紙写真:2017年度日中経済協会合同訪中代表団の地方訪問先となった深圳前海蛇口片区は、国务院の批准を得た唯一の「中国の特色ある社会主義法治の示範区」。習近平主席は2012年南巡の際、この写真にある「前海石」の前で前海蛇口片区の開発を語った。(2017年10月撮影)

1 巻頭言

「良き企業市民」「良きパートナー」として共に成長・発展を
 ■江頭敏明 日中経済協会 副会長、三井住友海上火災保険株式会社 常任顧問

2 FOCUS

日中民商事法セミナーの歩みと新展開
 ■小杉丈夫 公益財団法人国際民商事法センター 理事・弁護士

S P E C I A L R E P O R T

中国の最新ビジネス環境 動向 2017-2018

4 中国ビジネスの外資規制緩和と外国投資法の立法動向
 ■射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所 弁護士 / 一橋大学 特任教授

8 中国ビジネス法務のリスクマネジメント
 ～近時の法務監査でよく見られる問題点と対応策～
 ■本間隆浩 森・濱田松本法律事務所 弁護士

12 中国税収管理の最新動向
 ■富永和晃 上海徳勤税務師事務所有限公司 (Shanghai Deloitte Tax Ltd.)
 シニアマネージャー 税理士

16 ビジネスの視点から見た中国サイバーセキュリティ法
 ■高橋美智留 外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士・弁理士
 ■門松慎治 外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士

20 中国知的財産権分野の現状と保護制度の整備状況
 ■袴田知弘 特許庁 審査第一部 自然資源 審査官

24 外国人就労許可制度の大改革と現地の労務管理に
 関するホットピックス
 ～最新動向および対処法～
 ■熊 琳 北京市大地律師事務所 代表弁護士

28 中国ビジネス Q&A

情報化社会における企業による個人情報取扱いの 最新動向と注意点

■劉 新宇 金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons) 中国弁護士
 中国政法大学大学院 特任教授

32 情報クリップ

湖南省国際貿易促進委員会 傅丹舟副会長一行が来会 ほか

JCNDA NEWS

2017年10月の日中東北開発協会の活動から

「良き企業市民」 「良きパートナー」として 共に成長・発展を



一般財団法人日中経済協会 副会長
三井住友海上火災保険株式会社
常任顧問

江頭 敏明

日 中関係が近年新たなステージに入ってきたことを強く感じています。これまでも日中経済は、強い相互補完性があり、両国関係の重要な基礎となってきましたが、これからは新しい互恵関係や相互理解が求められると考えています。しかしながら、そのような環境変化の中でも、我々企業が中国における「良き企業市民」「良きパートナー」であることの重要性は決して変わることのない本質だと再認識しています。

当社の中国事業は、1981年に北京に駐在員事務所を開設したところからスタートしました。2001年「上海支店」開設後、07年に独資の現地法人「三井住友海上火災保険（中国）有限公司」を設立し、広東、北京、江蘇とネットワークを拡大してきました。

この過程で、当社は規模の拡大と適切な収益の確保を求め事業展開してきましたが、同時にそれ以上に大切にしてきたのが、「地域の課題解決」と「将来のための人材育成」への2つの貢献です。

地域への貢献の一例を申し上げますと、当社現地法人の本社所在地である上海市に対して、都市防災の観点から上海万博を取り巻くリスク、高層マンションの防災、地下鉄の安全に関する提言を行い、市政府から非常に高い評価をいただきました。そのようなこともあってか、私個人として、12年に上海市の「白玉蘭記念賞」を受賞できたことを大変光栄に思っています。

人材育成への貢献としては、これからの日中関係を担う中国の若い世代の育成を進めてきました。10年

以上にわたり成都の西南财经大学と保険フォーラムを共催したほか、私自身が08年に清華大学「日本研究センター」立ち上げの際の発起人として携わり、11年には同大学において多くの学生を前に損害保険の重要性につき講演したことは今でも深く記憶に残っています。

また、中国市場を理解し開拓していくためには、現地中国企業とのアライアンスが不可欠と考え、当社は04年から中国3大保険グループの一つである「中国太平洋保険（集団）有限公司」を戦略的パートナーとする提携関係を締結しています。同社とは、これまで自動車保険や海外旅行保険、海上貨物保険など様々な領域において、技術的な交流を行うことで両社がWin・Winとなる関係を構築してきましたが、今後はこれをさらに進めてお互いの強みを活かした協働というステージに進化できればと考えています。具体的には、「二帯一路」に伴う中国企業の海外進出への共同支援、食品の安全性向上など行政とも連携した共同貢献が考えられます。難しい課題ですが、両社が「良きパートナー」として培ってきた信頼関係を基礎とすれば必ず成し遂げられ、日中協働の成功例になっていくことを期待しています。

日中両国にとつて、協働できる領域はこれからもますます広がっていくと確信しています。私たちは中国事業を行うにあたり、両国関係の個々の事象に左右されることなく、常にこの本質に立ち返り、中国と共に成長・発展をしたいと考えています。

FOCUS

日中民商事法セミナーの歩みと新展開

■ 小杉丈夫 公益財団法人国際民商事法センター 理事・弁護士

日本や西欧諸国が依って立つ「法の支配」とは根本的に異なる「依法治国」という理念のもとでも、日中の間に透明性と予見可能性の高い法的環境を整備し、中国の法制度の改善を促す実際のアプローチの積み重ねが日中両国の利益につながると確信する。

1. 国際民商事法センターの活動

国際民商事法センターは、1996年に設立された公益財団法人（以下、財団）である。背景には、アジアおよびその周辺地域がNIEs、ASEAN諸国、中国などを中心にめざましい発展をとげ、市場経済への移行と国際経済への参入を目指す中、また、民事・商事関係の法制度と運用についての情報・人材の不足からこれらの国の国際経済への参入を阻害している実状があった。そこで、我が国政府レベルの国際協力とも緊密な連絡を保ちながら、民間主導で、これら諸国の法整備、人材養成を支援し、諸国間の円滑な国際交流に寄与することを目的として財団が立ち上げられた。設立時には、豊田章一郎氏（トヨタ自動車会長・当時）、三ヶ月章氏（元法務大臣、東京大学名誉教授）

が特別顧問に就任し、伊藤正氏（住友商事相談役・当時）が会長を、岡村泰孝氏（元検事総長）が理事長を務められた。現在は、宮原賢次氏（住友商事名誉顧問、元日本経団連副会長）が会長を、大野恒太郎氏（前検事総長）が理事長を務めている。

設立以来20年、財団は、ベトナム、カンボジアの民法、民事訴訟法の制定改善などアジア諸国に対する民商事法関連の法整備に多大の貢献をしている。

2. 国家発展改革委員会と日中民商事法セミナー

中国との交流に関しては、96年、伊藤正会長と李鉄映主任との北京におけるトップ会談を経て、中国国務院が総合管理する経済体制改革の機能部門である、国家経済体制改革委員会（現・国家発展改革委員会）との間

で協議書を締結した。

協議書は、日本と中国の経済交流と協力関係を一層促進することを目的として、民商事法を中心とした両国の法制度とその運用に関する知識、情報の交換および学術的、実務的な講演会を実施することを内容としている。

そして、日中共同で「日中民商事法セミナー」（以下、日中セミナー）という名称のフォーラムを立ち上げ、時に発生する尖閣列島問題のような難しい政治問題にもかかわらず、20年間、一度の中断もなく今日まで継続してきた。当初、日中セミナーは、財団のみが主催者であったが、現在では、法務省法務総合研究所、JETRO、JICAが共催者になっている。

3. 日中セミナー20年の歩み

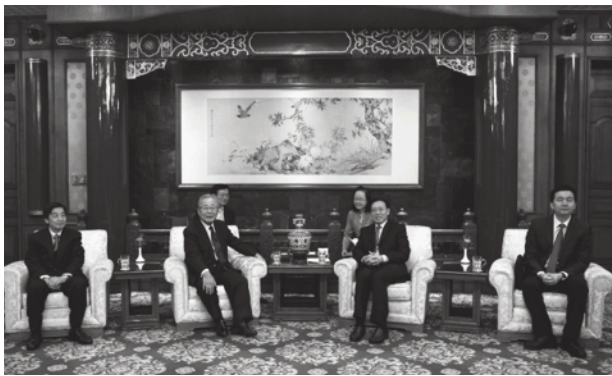
日中セミナーは、毎年、日中交互に開催し、中国（北京）で開催する



第21回日中民商事法セミナー（於北京）

場合には、中国側が討議テーマを提案し、日本（東京・大阪）で開催する場合には、日本側が討議テーマを提案する形で行われている。

日本で開催する場合には、通常、中国側講師2人が発表を行い、それに対して、日本側コメントーター2人がそれに対するコメントを述べ、続いて発表者同士の討論、聴衆の質問、司会者の総括という流れである。北京で開催の場合は、日中の役割が逆となる。日本開催の場合も、開会式には必ず国家発展改革委員会（以下、発



宮原会長（左から2人目）と林副主任の対談、左端が筆者

改委）副主任が出席して、あいさつされる慣例になっている。日中セミナーは公開であり、日本開催の場合は財団の会員企業を中心に、企業、学者、弁護士らが出席する。中国開催の場合には、発改委の関係者（北京だけでなく全国）や、在中国日本国大使館の方々、中国に進出している日本企業の方々等が出席する。セミナー内容は、財団機関紙「ICCLC」にすべて掲載している。私は、財団理事として、ほとんどの日中セミナーで司会を務め、会議の総括を行ってきた。最初の頃は、日中双方の議論が全く噛み合わず、会議の進行に大変苦労したものだ。しかし、回を重ねるごとに改善して信頼関係が醸成され、議論は円滑になった。中国側も、外部に公表されていない情報も積極的に開示するようになり、20年間の継続の成果を実感している。

4. 日中セミナーの新たな展開と日中経済協会

このように20年にわたり、日中セミナーは日中の関係者の努力の積み重ねにより、日中間の法律環境の整備、改善とそれを通しての経済交流の発展に大きな成果を上げてきたが、現在、新しい局面に入ろうとしている。

日中セミナーを中国側で統括していた杜鷹副主任が退任し、2014年、新たに林念修氏が副主任に就任した。その後、96年に日中間で締結された協議書が期間満了を迎え、16年11月、北京で開催した第21回日中セミナーの際、宮原会長と林副主任の間で新しい協議書が調印された。

この協議書は、過去20年の実績を総括して、将来のさらなる発展と飛躍を期待するものとなった。

協議書の改訂交渉にあたり、中国側から要望されたことの一つに、ハイテク、先端産業についての議論・研究と、そのような分野で活動している日本企業の参加を増やせないかというところがあつた。

日中セミナーは過去、中国における基本的な民商事法制の整備と、それによる日中の経済活動の円滑化を目指していた。しかしながら、この20

年間の中国の経済発展はめざましく急速であり、従来の枠組では対応しづらい状況も生まれている。中国側から求められている、ハイテク、先端企業

の法律問題も、正にそのような分野である。フィンテックや電気自動車を巡る動向に見られるように、中国におけるIT、AIの発展状況は、日本を超えている面がある。また、裁判の電子化に見られるように、中国政府は、戦略的に司法分野でのハイテク化を押し進めており、これが企業をめぐる法律実務を大きく変える可能性もある。そこから生ずる法律問題、法規制への対応は、日本から一方的に教える、支援するというだけでは対処できず、日中双方が対等の立場で向き合い、情報を出し合い、協働により、双方にメリットある解決方法を探るといふ形に変わっていかねばならない。

そこで、財団から日中経済協会（以下、日中経協）に相談したところ、前向きに検討され、今年度（2017年度）に開催される第22回日中セミナーには、日中経協も共催者として参加される運びとなった。現在は、相互に意見交換しつつ、「日中ハイテク分野協力推進のためのビジネス環境整備」などを候補として、日本から中国側に提案するテーマの選定作業を進めている。

5. まとめ

中国政府が掲げる「依法治国」（法に依つて国を治め、社会主義法治国家を実現する）の理念は、日本や西欧諸国が依つて立つ「法の支配」（権力者といえども法に服する）とは、根本的に異なる。しかしながら、日中間に透明性のある、予見可能性の高い法的環境を整備し、中国の法制度の改善を促すという、実際的アプローチをとることは可能であり、これを積み重ねることが、日本、中国両国の利益につながることを確信する。

財団が20年間継続して実施してきた日中セミナーは、発改委の人事刷新と、新たな中国経済発展の政策に合わせた新機軸の提案の下、日中経協の協力を得て、新たな時代に入ろうとしている。中国側の意向をよく見極めるとともに、日本企業の要望もしっかりと把握して、日中双方に資する新たな仕組みを構築して前に進みたいと考えている。ハイテク、先端産業をテーマにする場合にも、日中の間に、透明性のある予見可能性の高い法的環境を整備するという、この根本は忘れないようにしたい。皆さまの引き続きのご助力、ご支援をお願いする次第である。

SPECIAL REPORT

中国ビジネスの 外資規制緩和と 外国投資法の 立法動向

射手矢好雄

森・濱田松本法律事務所 弁護士 / 一橋大学 特任教授

中国への投資は規制緩和の方向にある。以前はすべての投資に認可が必要だった。現在ではネガティブリスト(外商投資参入特別管理措置)に記載がある投資については認可が必要だが、ネガティブリストに記載がなければ届出で足りるようになった。今後さらなる規制緩和が予定されており、外国投資法も制定される予定である。ただし、規制が完全になくなることはなく、認可を必要とする投資は残る。

1 認可から届出へ

(一) 事前審査認可から事後届出への変更

(1) 現状

2016年10月1日から一部の投資については依然として認可を要するが、その他の投資については認可不要となり届出で足りるようになった。17年7月には投資についてのネガティブリストが施行され、そこに記載されている投資については認可を要するが、記載されていない投資については届出で足りることになった。中国投資といえば、今まではすべて認可が必要で

あったことを考えれば、このことは極めて大きな転換である。

(二) 経緯

制度変更の経過は以下の通りである。中国では一度に完全なものが公布されるのではなく、何度かに分けて発表されることが多いので、改正の経緯を理解することが重要である。

①16年9月3日、全人代常務委員会が『外資独資企業法等の4つの法律の改正に関する決定』を公布した(17年10月1日施行)。これにより、合弁企業、合作企業、独資企業の設立および変更について、

参入特別管理措置に関わらない場合は、事後の届出で足りることになった。これは従来の事前審査認可制度からの大きな変更である。何が参入特別管理措置に該当するかについては、別途定めることにした。

②16年10月8日、国家発展改革委員会および商務部が共同で「外商投資制度の参入特別管理措置を規定する令」を公布した。これにより、外商投資参入特別管理措置の範囲は、2015年版の「外商投資産業指導目録」の制限および禁止類、さらには奨励類のうち持分比率に制限のあるものとなった。ただし、これは下記④により変更された。

③同日(16年10月8日)商務部が「外商投資企業設立および変更届出管理暫定規則」を公布した(同日施行)。ここでは、届出手続きの内容を規定した。ただし、これは下記⑥により変更された。

④17年6月5日、国务院が「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置ネガティブリスト(17年版)」を公布した(17年7月10日施行)。これにより、自由貿易試験区におけるネガティブリストが明らかになった。17年6月28日、国家発展改革委員会と商務部が「外商投資産業指導目録(17年改正)」と「外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)」を公布した(17年7月28日施行)。これにより、全国版のネガティブリストが明らかに

なった。

⑤17年7月30日、商務部は「外商投資企業の設立および変更の届出管理に関する事項の公告」を公布した(同日施行)。これにより、参入特別管理措置の範囲とは、自由貿易試験区以外では全国版のネガティブリスト(外商投資産業指導目録(17年改正))の外商投資参入ネガティブリストに記載された投資であり、自由貿易試験区内では自由貿易試験区のネガティブリストに記載された投資であると規定された。これは上記②を変更するものである。

⑥17年7月30日、商務部は「外商投資企業の設立および変更の届出管理暫定規則(17年改正)」を公布した(同日施行)。これは、届出の手続きについて規定しており、上記③を変更するものである。この規則は、新規設立の場合だけでなく、企業買収により中国に投資する場合も、ネガティブリストに記載がない場合は届出で足りることとした。

以上をまとめると、現在有効な規定は上記①、④、⑤、⑥である。

(二) 対象行為

対象となる行為は、外商投資企業の設立と変更である。

(一)「外商投資企業」とは、合弁企業・合作企業、独資企業、外商投資株式会社4種類である。16年10月1日施行の全人代常務委員会の決定は、合弁企業法・合

作企業法・独資企業法という3つの法律を対象にしており、外商投資株式会社についての言及はない。これは外商投資株式会社の根拠法は、「外商投資株式会社の設立の若干問題に関する暫定規定」(1995年制定、15年改正)という商務部レベルの行政法規であり、全人代レベルの法律ではないからである。すなわち、全人代レベルの決定(法律の改正)は、商務部レベルの規定(外商投資株式会社)に言及しなかった。

しかしながら、17年7月30日に施行された商務部の規則(外商投資企業の設立および変更の届出管理暫定規則(17年改正))、上記(一)の⑥は、設立の手続きを定める中で、外商投資株式会社の発起人による設立届出手続きを規定しており(5条)、外商投資株式会社の設立も届出で足りることを前提としている。

(二)「設立」とは、外商投資企業を新規に設立したり、外国の会社が中国の会社を買収したりすることである。

外国投資者が中国企業を買収する方法により取得する場合には、当初は、届出制は適用されず、事前認可制が維持されていた(上記②の公左頁)。しかしながら、上記⑥により、外資が、参入特別管理措置に該当しない中国国内企業を買収する際に、従来必要であった事前の認可が不要となり、届出で足りるようになった。

(3)「変更」の概念は広い。設立後の会社の基本情報を変更すること(定款変更、名称変更、住所変更、経営機関の変更、経営範囲の変更、登録資本や投資総額の変更、法定代表者の変更など)や出資者の基本情報の変更(出資者の名称や住所の変更など)が「変更」にあたることは当然である。

それだけではなく、持分の譲渡、会社の解散や合併なども、「変更」に該当する。このことは、実務的に重要である。以前は、持分譲渡や会社の解散には中国政府の認可が必要であったが、ネガティブリストに該当しない限り、届出で足りることになった。

(三)現在でも認可が必要な投資(ネガティブリスト)

「外商投資産業指導目録(17年改正)」(国家発展改革委員会と商務部が17年6月28日に公布、17年7月28日施行)は、外商投資を奨励する産業の目録と、外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)(ネガティブリストの中国語は「负面清單」)を列記している。

外商投資参入ネガティブリストは、外商投資を制限する産業の目録と、外商投資を禁止する産業の目録から構成されている。

(一)制限類

制限類は全部で35項目ある。主な制限

類分野は以下の通りである。これを見れば、外資にとつて重要な中国投資はいまだに認可を要するものが多いことがわかる。

- ・出版物の印刷(中国側持分支配)
- ・自動車完成車の製造(中国側50%以上。純電気自動車完成車の製造(合弁会社を除き、中国での合弁会社は2社以内))
- ・電気通信会社(付加価値電信業務は電子商取引を除き外資50%以下、基礎電信業務は中国側持分支配)
- ・銀行(外資単独投資20%・外資複数投資25%以下)
- ・保険会社(生命保険会社は外資50%以下)

- ・証券会社(業務の制限あり、中国側持分支配)
- ・先物取引会社(中国側持分支配)
- ・マーケティング調査(合弁・合作のみ)
- ・就学前・普通高校・高等教育機関(合作のみ、中国側主導)
- ・医療機関(合弁・合作のみ)
- ・ラジオ・テレビ番組・映画の製作業務(合作のみ)
- ・映画館の建設・運営(中国側持分支配)
- ・公演仲介機構(中国側持分支配)

(2)禁止類

禁止類は全部で28項目ある。主な禁止類分野は以下の通りである。これを見れば、思想や文化に関するものは、中国における社会統制の観点から禁止とされること

- ・ニュース機構
- ・書籍・新聞・定期刊行物の編集・出版
- ・音響映像製品、電子出版物の編集、出版制作
- ・ラジオ・テレビ局等
- ・ラジオ・テレビ番組の制作運営会社
- ・映画製作、配給、興業会社
- ・インターネット・ニュース情報サービス
- ・ネットワーク出版サービス等

(四)ネガティブリストに記載はないが、投資が制限または禁止されるもの

注意すべきことは、内資に対しても制限または禁止しているものは、外資に対しても同様に制限または禁止なので、ネガティブリストに記載がないことである。ネガティブリストの説明の第二項にその旨の記載がある。これは一種の落とし穴である。

では、何がそれに該当するのであろうか?これについて、商務部は次のように述べている(16年12月7日の公左頁)。

制限されるものとして、①大型テーマパークの建設・運営、②小規模電力網の範囲内における単機出力30万kW以下の石灰燃焼蒸気凝縮火力発電所、単機出力10万kW以下の石灰燃焼蒸気凝縮・抽出両用ユニットコージェネレーション発電所の建設・運営がある。

禁止されるものとして、①野生薬材資源保護管理条例「および」中国希少絶滅

が多いことがわかる。

禁止されるものとして、①野生薬材資源保護管理条例「および」中国希少絶滅

表1 各地の自由貿易試験区とその特色

No.	名称(所在地)	開設年度	特色
1	上海(上海市)	2013年9月	最初の自由貿易試験区として、金融制度、貿易管理制度、外貨管理制度、外資投資管理制度等の開放・自由化を積極的に実施
2	天津(天津市)	2015年4月	リース関連の開放、現代物流業務の推進等
3	福建(平潭、廈門、福州)	2015年4月	台湾の投資家・企業への各種開放措置の実施等
4	広東(広州、深圳、珠海)	2015年4月	香港・マカオの投資家・企業への各種開放措置の実施等
5	遼寧(大連、瀋陽、營口)	2017年4月	日本・韓国・ロシア等との提携の奨励、金融・貿易関連の開放措置等
6	浙江(舟山列島)	2017年4月	国際海事サービス基地や石油基地の設立の奨励等
7	河南(鄭州、開封、洛陽)	2017年4月	EC等の貿易促進措置、国際物流業務の開放・自由化措置等
8	湖北(武漢、襄陽、宜昌)	2017年4月	ベンチャー投資関連の金融開放・自由化措置、海外人材導入、産業高度化措置等
9	重慶(重慶市)	2017年4月	多国籍企業外資資金集中管理等の金融関連の開放措置、海外人材導入の促進措置等
10	四川(成都、川南)	2017年4月	外資銀行・中外合弁銀行等の金融関連の開放措置、海外人材導入の促進措置等
11	陝西(西安等)	2017年4月	中外合弁証券会社、多国籍企業外資資金集中管理等の金融関連の開放措置

危険保護植物リスト」に列記される漢方薬材料の加工、②象牙の彫刻、③虎骨の加工、④大規模電力網の範囲内における単機出力30万kW以下の石炭燃焼蒸気凝縮火力発電所、単機出力20万kW以下の石炭燃焼蒸気凝縮・抽出両用コージェネレーション発電所の建設、運営、⑤軍事、警察、政治および党学校等の特殊領域の教育機関、⑥ゴルフ場、別荘の建設、⑦軍事施設の安まおよび使用機能を脅かすプ

ロジェクト、⑧賭博業(賭博性の競馬場を含む)、⑨風俗業がある。商務部はこれらの根拠法令を示していない。筆者は主な規定は以下のものと考ええる。大型テーマパークの建設と運営は、「テーマパークの発展規範に関する若干意見(国家発展改革委員会等が13年3月4日公布・施行)により、内資外資を問わず、制限されている。ゴルフ場の新規建設は、「全国ゴルフ場総合整理整頓業務の展開に関する通知(国家発展改革委員会等が11年4月11日公布・施行)により、内資外資を問わず、禁止されている。別荘の建設は、「不動産用地および建設の管理調整のさらなる強化に関する通知(国土資源部等が10年9月21日公布・施行)により、内資外資を問わず、禁止されている。

賭博業は、賭博罪や賭博場開設罪が犯罪なので(刑法303条)、内資外資を問わず、禁止される。風俗業は、売春罪やわいせつに関する犯罪が規定されている(刑法358条ないし367条)、内資外資を問わず、禁止される。(五)届出手続き
ネガティブリストに記載がないものは、届出で足りることになった。

多くの製造業がこれにあたる。卸売や小売(商業企業)、物流、人材仲介、ファイナンスリース、不動産業も、原則として届出で足りる。ただし、設立について何らかの要件が法令上要求されている場合には、届出に際し、その適法性要件を満たしていることの確認が行われる。届出の手続きは、「外商投資企業の設立および変更の届出管理暫定規則(17年改正)」(商務部17年7月30日公布、同日施行)に規定されている。

上海では営業許可証を取得する前に届出を行う必要があり、商務部門から交付される届出受理書が、工商部門での登記を行う必要書類になっている。これに対し、北京市や広州市では、商務部門の届出と工商部門での設立登記の先後を問わない。これらの地域では、工商部門は、商務部門での設立届出の前でも、設立登記申請を受理している。よって実際の届出に当たっては、現地での実務を確認する必要がある。

企業を設立するためには、まず企業名称の事前審査確認を工商行政管理部門で行わなければならない(会社登記管理条例17条)。次にやるべきことは、工商行政管理部門で設立登記証として営業許可証の交付を受けること(この時点が企業の設立時期である)と、商務部門で設立の届出を行うことである。この2つの先後関係は規定上どちらもありうる。すなわち、(工商部門での)営業許可証交付前に(商務部門で)設立届出を行うか、または(工商部門での)営業許可証交付後30日以内に(商務部門で)設立届出を行うと規定されている(外商投資企業の設立および変更の届出管理暫定規則(17年改正)5条)。

なお、会社が実際に業務を行うためには個別の事業に関する経営許可証(例えば、医療機器生産許可証)が必要な場合がある。税務部門や外資管理部門における手続きも引き続き必要である。

2 自由貿易試験区

(一)自由貿易試験区の設置

中国は大いなる実験国家である。1978年12月に改革開放政策を決定して以来、投資を実験的に誘致する方法を様々な地域で行ってきた。これまでも、経済特区、沿海開放都市、経済技術開発区、ハイテク産業開発区、保税区、輸出加工区などがあった。13年から自由貿易試験区という新たな実験が始まった。まずは13年9月に上海に自由貿易試験区を設置した。15年4月には天津、福建、広東にも自

由貿易試験区を設置した。さらに17年3月には7つの自由貿易試験区を加えた。よって現在では、11の自由貿易試験区が存在し、それぞれの特徴がある。(表1を参照)

3 やむを得ざる規制緩和の見込み

中国政府はさらなる規制緩和を考えている。国務院は17年1月12日に「対外開放の拡大および外資の積極利用における若干措置に関する通知」を公布し、対外開放を拡大して外資を積極利用する方針を示した。

さらに、国務院は17年8月8日に「外資拡大の促進に係る若干措置に関する通知」を公布した。ここでは、新エネルギー自動車、船舶設計、航空機の整備、鉄道旅客輸送、国際海運、コールセンター、ガソリンスタンド、銀行、証券、保険、公演仲介、インターネットオンラインサービス営業場所の12分野の対外開放を特に推進することを規定し、対外開放のスケジュールおよびロードマップを明確にするとして(これを受けて、商務部が記者会見において、対外開放のスケジュールおよびロードマップは、17年9月末を目途に発表予定と述べた)。ただし17年10月末現在において、具体的な内容は発表されていない。

対外開放の具体的な内容や実施時期に

ついては現時点では明らかではないが、上記12分野の外資規制の緩和動向については、今後特に注目する必要がある。

ただし、中国では規制が完全になくなることはない。すべての投資が届出で足りることに限らず、認可を必要とする投資は残る。

4 外国投資法制定の現状および今後の見通し

(一) 現状

15年1月に外国投資法の草案が公表された意見が募集された。最近では目立った動きはなかったが、今回の規制緩和(認可から届出へ)を踏まえて、近い将来に外国投資法が制定される予定である。その際には、外国投資に関する法律の体系が新しくなり、従来の外資に関する法律(合弁企業法等)は廃止され、外国投資法でも、ネガティブリストに記載されていない投資の認可不要が規定されると予想される。

(二) 経緯と予想

(一) 15年1月外国投資法草案の内容(要旨)

商務部は15年1月19日に外国投資法の草案を公表した。その内容は以下の通りであり、衝撃的なものではなかった。

①従来の外資三法を廃止し、外国投資法をすべての外国投資に適用する。既存の合弁企業、合作企業、独資企業は引き続き

存続するが、3年間の猶予期間のうちに、会社の組織を会社法に基づき株主総会、董事会、監事会に変更しなければならぬ。

②投資の認可についてネガティブリスト方式を採用する。規制すべき投資が特別管理措置リスト(いわゆるネガティブリスト)に記載される。リストに記載があれば外国投資に認可が必要であるが、記載がなければ認可が不要となる。

③外国投資情報報告システムを導入する。すべての投資についての報告制度を採ることにより、外国投資をある程度コントロールする。投資の実行だけでなく、年度報告も必要となる。

④外国投資の定義に、契約に基づき中国企業を支配することを含める。従前はいわゆるVIEストラクチャーを取り、外国企業は出資をせずに契約により中国企業をコントロールすることにより外資規制を免れる方法が行われてきた。外国投資法はこれも規制の対象とする。

⑤国家安全審査制度を強化する。国家の安全に危害を及ぼす可能性のある外国投資について審査を行い、外国投資に制限条件を加える。

(二) 立法計画

中国では全国人民代表大会常務委員会と国務院が毎年立法計画を発表している。

16年の全人代常務委員会の立法計画では、外国投資法の制定が記載されていた。しかしながら、17年の立法計画においては、外国投資法の制定に関する記載はなかった。その一方で、本稿上で述べたように、16年10月に規制緩和に関して合弁企業法等が改正された。そのため、外国投資法の制定は先送りになったとの観測も流れた。

(三) 直近の動き

しかし、17年7月の商務部の定例記者会見において、商務部は15年の意見募集の結果を踏まえ外国投資法草案の修正を完了し国務院に送付したこと、商務部は外国投資法の早期制定に向けて作業を進めていくことが説明された。ただし、具体的な制定時期への言及はなかった。

さらに、17年8月の国務院の「外資拡大の促進に係る若干措置に関する通知」においても、外資に関する基本法を制定するとの方針が記載された。(新聞報道レベルだが、17年10月29日には、全人代財經委員会の副主任が、外国投資法は立法スケジュールに入っており、全人代は作業を進めていると発言している)

したがって、外国投資法の制定に向けた作業は進められており、近い将来に制定される可能性は高い。その内容は上記(一)の草案内容に近いものと予想される。

SPECIAL REPORT

中国ビジネス法務の リスクマネジメント ～近時の法務監査でよく 見られる問題点と対応策～

本間隆浩

森・濱田松本法律事務所 弁護士

中国での事業経営に当たっては、適用される法令だけでなく、最新の実務運用や法改正の動向にも注意を払う必要がある。多くの日系企業においては、法令遵守に細心の注意を払って事業が行われているが、日本とは異なる法令・制度改正のスピードや、過去の実務慣行の影響等により、どうしても陥りがちな落とし穴が存在しているのも事実である。

本稿では、企業の内部監査やM&Aにおけるデュー・デリジエンス等の法務監査において、よく見られる問題点とその対応策について、近時の傾向も踏まえながら紹介する。

制を整備することが対策として考えられる。

さらに、近年は、このような典型的な事案だけでなく、適法性の判断が微妙な販売奨励等の事案についてもリスクが高まっている。16年9月には、ブリヂストンの中国法人が、タイヤの購入数量目標を達成した小売店に対して、購入金額の数%相当のギフトカード等を販売奨励として支給した行為について、上海工商行政管理局から行政処罰を受けている。また、17年11月には「不正競争防止法」が1993年の制定以来初めて改正される等（改正施行は18年1月）、法改正に向けた動きも活発化している。

このような中で、業界における実務慣行の二環として従来行われてきた販売奨励等の行為についても、近時の法改正や取り締まり・処罰事例の動向を踏まえ、商業賄賂のリスクの観点から改めて運用を見直す時期に来ていると言える。

2. 独占禁止法(独占合意関連)

また、独占禁止法、特に水平的独占合意(カルテル)や、垂直的独占合意(再販売価格の拘束等)についても、近年当局のガイドラインを含めた関係法令の整備と取り締まりの強化が進んでおり、商業賄賂と同様に、近時の法務

監査の重要分野となっている。

(1) 水平的独占合意(カルテル)については、直接的な価格等の合意だけでなく、競合企業間の接触や価格等のセンシティブ情報の共有自体がリスク要因となるが、これらの対策については各企業において相当程度進んできていると言える。

なお、中国では、同業者による業界団体が実務を主導する役割を担っている業種も存在するが、当該業界団体における標準価格の設定等の行為については、過去に複数の処罰事例が存在しており、17年7月には国家発展改革委員会から、業界団体による価格関連行為に関するガイドラインも公表されている。事業上の必要性から業界団体への参加を検討する場合には、これらの事項にも留意して対応を決定する必要がある。

(2) 垂直的独占合意(再販売価格の拘束等)

また、再販売価格の拘束等の垂直的独占合意については、メーカーによる、販売代理店や小売店等に対する価格や地域・顧客等の制限が特に問題となる。

近年はインターネット販売の増加に伴い、オンライン店舗による安価な価

コンプライアンス (商業賄賂、独占禁止法)

まず、コンプライアンス、特に商業賄賂や独占禁止法(独占合意関連)に関する問題は、関係法令の整備や取り締まりの強化が近年進められていることもあり、法務監査においても問題点が発見されやすい分野となっている。

1. 商業賄賂

商業賄賂については、近年の取り締

まり強化の流れの中で、各企業の対策も進んできている。それでもなお、営業社員等の食事や贈答品等の接待交際費が、一般的な水準よりも高額となっているケース等が時折見受けられる。このような実態が存在する場合には、早急に接待交際費等の支出の状況を調査して実態を把握した上で、接待交際費等の支出の基準やマニュアルを設け、管理職だけでなく、経理部門等の支出者以外の者がチェック・決裁を行う体

格設定が実店舗での販売価格にも影響を与える事態が生じ、メーカー側の再販売価格の拘束の必要性は高まっている状況にある。これに対し、16年8月に中国の大手家電メーカーであるハイアールの販売会社が、販売代理店に対するオンライン販売価格を含む再販売価格の拘束等により処罰を受けた事例等、再販売価格等の拘束行為に対する取り締まりは一層強化される傾向が見受けられる。

このような中で、販売価格・地域顧客の制限等に関する、従来の販売代理店契約等の規定内容や実務上の運用については、再度検証を行う必要があるとされる。かかる検証に当たっては、近時の当局による取り締まり・処罰事例のほか、自動車業界に関するものであるが、16年3月に公表された「自動車業界の独占禁止行為に関するガイドライン」の意見募集稿において、販売価格・地域・顧客の制限等に関する垂直的独占合意の認定に関する具体的な考え方や基準が示されており、参考になる。

環境規制

さらに、環境規制についても、環境汚染対策に対する社会・大衆の強い要請を受けて、15年1月に施行された改正

「環境保護法」の下で、関連規制の整備や取り締まりの強化が急速に進められている。法務監督においても、環境規制の問題は比較的多く見受けられる問題であるが、場合によっては、是正に多額の費用と期間を必要としたり、長期の稼働停止や撤退を余儀なくされる等、重大な結果につながる可能性がある点に注意を要する。

1. 汚染物質

(1) 環境基準への不適合

改正「環境保護法」の下では、各種の汚染物質につき法定の排出基準が設けられ、当該基準に違反する場合、当局からは是正命令を受け、是正できない場合は設備の稼働を停止せざるを得ない事態に陥る可能性がある。

排出基準は、地方ごとに異なる（都市部ほど厳しい傾向がある）が、年々厳格化する傾向にあることから、排出基準の違反が生じるリスクは高まっている。また、企業によっては、法令上定められた汚染物質の定期的な検測を実施していなかったり、検測項目が不十分だったりするケースも散見される。生じ得る結果の重大性に鑑み、汚染物質に関する最新の排出基準のチェックおよび定期的な検測については、日頃から十分に行っておく必要がある事項と言える。

(2) 汚染物質の管理不十分

また、汚染物質の管理が不十分なケースも時折見受けられる。汚染物質の漏えい等の問題が生じた場合には、行政処罰だけでなく、損害賠償等の民事責任や責任者に対する刑事責任の追及が行われる可能性もあるため、汚染物質の管理については、関連規定・マニュアルの整備、専門の部署・責任者の設置等を含め、管理体制の強化を図ることが望ましい。

2. 環境影響評価

中国法上、工場等の建設や改築、生産ラインの導入等の建設プロジェクトの実施に当たっては、当該プロジェクトの環境に対する影響の程度に応じて、環境影響評価を実施し、当局への届出や認可取得を行う必要がある。環境影響評価の実施に関する義務に違反した場合、企業および責任者に対して、建設プロジェクトの原状回復（撤去）を含めた厳格な処罰がなされる可能性がある。

環境影響評価制度自体は、一般によく知られた基本的な制度であるが、特に設備の増改築等の場合に環境影響評価の実施が漏れていたり、評価結果の当局の認可に際して付された条件を遵守していなかったりするケースがしばしば見受けられる。特に、近時は、

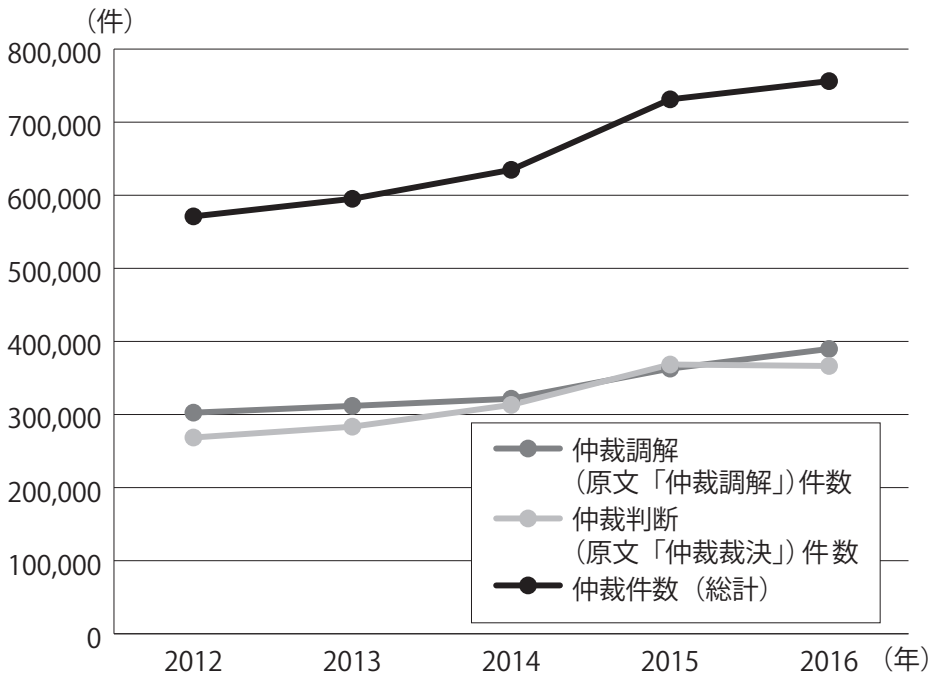
環境規制の執行強化の流れの中で、環境影響評価の実施の要否や内容等について、開発区等の現地の誘致担当者による甘い見通しを鵜呑みにした結果、実際の管轄権限を有する上位レベルの環境部門の認可を得られなかったり、事後的に環境影響評価の実施や是正を要求されたりするケースも生じている。

このような状況に鑑み、工場設備等の新設や増改築等の実施に当たっては、環境影響評価の実施の要否および内容について慎重に検討を行うとともに、過去の建設プロジェクトについても、環境影響評価について懸念される点がある場合には、評価の実施状況および認可条件の遵守等について確認を行うことが考えられる。

労務問題

最後に、労務問題は、法務監督において問題点が最も多く発見される分野である。近年は、労働者の権利意識の高まり等も相まって、労働仲裁や訴訟といった労働紛争の件数の増加は顕著であり（図1）、労務問題は、古くから新しい問題と言える。各種の労働紛争以外に、近年の法令および運用の改正に伴い、典型的に見られる問題として、①社会保険料および住宅積立金の未

図1 労働仲裁件数の推移



(出所) 国家統計局「中国統計年鑑 2017」

納・納付不足、②就業規則の未更新(法改正への対応遅れ)等が存在する。また、中国現地法人の現地化に伴い、③高級管理職および管理監督者の取り扱いについても法令遵守の重要性が増していると言えらる。

1. 社会保険料および住宅積立金の未納・納付不足

中国では、原則としてすべての従業員について、「五險一金」、すなわち、社会保険(養老保険、失業保険、医療保険、労災保険、生育保険)および住宅積立金に加入し、社会保険料の納付および住宅積立金の積立てを行う必要がある。

しかしながら、実務上は、社会保険

または住宅積立金に加入していない従業員が存在したり、あるいは、社会保険料または住宅積立金の納付・積立金額が不足しているケースが散見される。

(一) 加入範囲に関する問題

社会保険および住宅積立金への加入漏れについては、農村戸籍、外国籍従業員、および派遣従業員の不加入が特に多く見受けられる。

まず、農村戸籍の従業員については、都市戸籍の従業員と異なり、数年前まで、社会保険の全部または一部や住宅積立金について、加入を強制しない運用が各地でなされていたが、現在では農村戸籍の従業員についても、都市戸籍の従業員と同様に、すべての社会保険および住宅積立金への加入を要求する運用に各地で変更されている。しかしながら、過去の運用や、従業員側も自己負担が生じる社会保険や住宅積立金への加入を望まない場合がある等の理由により、農村戸籍の従業員について、社会保険や住宅積立金への加入がなされていないケースが見受けられる。

また、駐在員等の外国籍従業員についても、現行法令上は、社会保険への加入が義務付けられているが、以前は社会保険への加入義務の有無は不明確で

あり、養老保険、失業保険および医療保険については従業員負担部分も存在し、保険給付を期待する外国籍従業員も少ないことから、社会保険に加入していないケースが散見される。上海市等の一部地域では、引き続き外国籍従業員の社会保険への加入を不要とする運用がなされているが、法令どおりに外国籍従業員の社会保険加入を必要とする地方も多く存在するため、各地の運用を個別に確認する必要がある。

さらに、派遣従業員については、14年の「労務派遣暫定規定」において、派遣会社またはその分公司が勤務地(派遣先企業の所在地)にある場合は、雇用人である派遣会社が社会保険および住宅積立金への加入を行うが、そうでない場合は、派遣先企業がこれらの手続きを行う必要があることが明確化された。また、天津市等の一部地域では、派遣先企業が常に派遣会社に代わって社会保険および住宅積立金への加入を行うことが要求されている。派遣会社に手続実施の義務がある場合も含め、社会保険および住宅積立金に加入していなかった場合については、派遣先企業も派遣会社とともに責任を負う可能性があるため、派遣先企業側でも運用を十分に確認しておく必要がある。

(2) 納付基準に関する問題

また、社会保険料および住宅積立金の納付金額については、法令上、いずれも従業員ごとの前年度の手当、残業代、賞与等を含む実際の給与を基準として算定すべきとされているが、全従業員や地域の平均給与を基準としたり、一部の手当や残業代、賞与を基準から除外する等、法令上の規定と異なる取り扱いが慣例的に行われ、結果として納付不足が生じているケースが多く見受けられる。

(3) 納付不足が存在する場合のリスク

社会保険料や住宅積立金の未納付・納付不足がある場合、当該金額の追加納付、さらには遅延金や過料の支払が必要となる可能性がある(退職した従業員を含め、どの程度の期間の遡及支払が必要か等については、法令上は必ずしも明確ではない)。社会保険料や住宅積立金については、現地当局から事実上黙認される形で法令と異なる運用を実施している場合も比較的多く見受けられるが、近時は、現地当局に対して従業員から申立てが行われたり、当局の方針の変更等により、過去の運用に基づく納付不足も含めて問題視され、追加納付が必要となるケースも発生しており、法令と異なる取り

扱いは是非については、再度慎重に検討を行うことが望ましい。

2. 就業規則の未更新

次に、就業規則の未更新については、特に設立後一定以上の期間が経過している企業を中心に、規定内容が現在の法令に合致していないケースが散見される。

特に、最近法令が変更された事項としては、生育休暇(出産、育児休業が挙げられる。具体的には、12年に「女性職員の労働保護特別規定」の改正により女性の生育休暇の日数が増加し、さらに15年には「人口および計画生育法」の改正によって、晩婚(初婚年齢が男性満25歳、女性満23歳以降)条件の削除および男性の生育休暇の日数の増加がなされている。具体的な取り扱いは、各地の地方規定等も確認する必要があるが、これらの制度変更に対応できていない就業規則は比較的多く見受けられる。その他、業務外傷病の休暇期間および当該期間中の給与金額の算定方法や、有給休暇の付与日数の取り扱い等が、法令との齟齬が多く見受けられる事項である。

前述の社会保険料および住宅積立金に関する取り扱いを含め、中国では、中央および地方の各レベルにおいて、労働関係の法令や実務運用の変更が

比較的頻繁に行われていることから、現時点の取り扱いや社内規定が最新の法令や運用に合致しているかについては、定期的にチェックを行うことが望ましい。

3. 高級管理職および管理監督者の取り扱い

最後に、総経理・副総経理をはじめとする高級管理職や、その他の管理監督者の取り扱いについては、中国現地法人の現地化が進み、中国人の管理層が増加するに従い、法令遵守の必要性が増している分野と言える。

具体的には、まず、中国では、日本と異なり、総経理・副総経理といった高級管理職および管理監督者についても、一般の従業員と同様に全ての残業代を支払う必要がある。しかしながら、日系企業の中には、管理監督者に対して原則として残業代を支給しない日本の運用を中国でも適用し、高級管理職および管理監督者に対して残業代が支給されていないケースが散見される。また、中国法上は、総経理・副総経理といった高級管理職についても、従業員として書面による労働契約を原則として締結する必要があるが、実際には締結されていないケースも少なからず存在する。

これらの取り扱いの対象者が日本か

らの駐在員である場合は、問題が顕在化せずに済んでいたケースも多いと思われるが、中国現地法人の管理層の現地化を進めていく中では、これらの高級管理職および管理監督者に関する取り扱いが改めて見直す必要があると考えられる。残業代に関しては、管理職は、当局の認可等を条件として一定の業務を担当する従業員に対する残業代の支払を原則として不要とする不定時労働時間制の典型的な適用対象と考えられていることから、当該制度の導入等を含めた対応を検討することが考えられる。

おわりに

本稿では、法務監査においてよく見られる問題点について、近時の法改正等の動向と関連する事項を中心に主なものを取り上げたが、実際にはこれらに限らず、無数の問題点が存在する。中国事業のリスクマネジメントの観点からは、法令や実務運用の変更を随時キャッチアップし、法令遵守に関する規則・組織体制を整備するだけでなく、定期的に内部監査または必要に応じて外部専門家による監査を実施し、問題点の検出・整理を行うことが有用と考えられる。

SPECIAL REPORT

中国税収管理の最新動向

富永和晃

上海德勤税務師事務所有限公司 (Shanghai Deloitte Tax Ltd.) シニアマネージャー、税理士

中国政府は近年、『簡政放権』（政府機構における手続簡素化と地方行政部門等への権限委譲）の政策を積極的に推し進めており、行政の効率化および経済の成長につなげようとしている。これに伴う税務行政面における最近の顕著な変化点として、許認可手続きが従来の事前審査から事後管理へ移行されたことがあげられる。事後管理はこれまでの事前審査とは異なり、納税者が自らの判断に基づく届出手続きを行うことになるが、これにより、届出手続きに関わる税務コンプライアンス違反行為の結果は、よりいっそう納税者の自己責任となる。

本稿では2015年12月に中国税務当局による徴税管理手続きの方針と方向性を定めた『国税、地稅徴収管理体制改革の深化に関する方案』が実施されて以降の、改革方針の「事前審査」から「事後管理」への移行、金税三期の本格稼働について取り上げ、最近の運用状況および税務徴収管理の動向を紹介する。なお、本記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではない。

徴収管理体制改革の道のり

2015年12月に、中国共産党中央弁公庁と國務院弁公庁が共同で、『国税・地稅の徴収管理体制改革の深化に関する方案』を公布した。方案に基づき国税局と地稅局の協力を全面的に継続して深化をしていくために、より高いレベル、広い範囲、新たな領域において徴収管理体制を改革してゆくと公表した。改革の主な任務として当該方案における主なコンセプトとキーワードがあげられる(表1)。そのうち「徴収管理方法の転換」については特に納税者への影響が比

較的大きいと考えられる。

国家稅務總局は方案の解釈において、国税局と地稅局との分立を前提(すなわち、あくまで国税局と地稅局は協力するが統合はしないことを前提)として、国税局と地稅局の間の協調と情報交換の促進を通じた管理とサービスの強化により、中国における稅務機關全体の管理体制の改善を図り、稅の徴収管理体制を改革しようとするものである。また、17年において国税局と地稅局の共同での納税者への現場調査を行い、調査の重複を防止することが言及されている。さらに、方案において、16年までの増値稅の電子

發票システムの構築、17年までの大企業に対する徴収管理のモニタリングシステム構築、そして18年までの自然人に対する徴収管理体制の構築、個人所得稅情報と不動産登記情報の共有体制の構築といったような、徴収管理体制改革への計画的な期限スケジュールについても言及されていることに留意されたい。

徴収管理方式の変更

方案に基づき、稅務機關の徴収管理方式は、従来の事前審査型から事後管理型(事中管理を含む)に切り替えられ、これに伴い稅務機關では、後述する金税三

期のシステムから得られた情報などをデータベース化して自動分析するビッグデータの活用など、企業の納稅状況に対するリスク評価等を通じて、事後コントロールを実施している。

稅務機關が企業の納稅状況に対するリスク評価をするにあたって、企業については規模と業界別に、個人については収入と資産別に納稅者を分類して管理し、ビッグデータを活用して納稅申告が比較される。これにより、それぞれ異なるリスクレベルごとにリスク提示、事情聴取と評価、稅務調査等の対応が適用される。

納稅リスクが低いと評価される企業に対しては、基本的には企業の自主的な運営に任せ、稅務行政上の利便性を与え、反対に稅務リスクが高いと評価される企業に対してはよりいっそう事後管理を強化し、稅務コンプライアンス違反を取り締まるのである。なお、上海稅務局の場合、毎年約15万社のリスク評価を行っている。

納稅信用ランクの格付け

14年10月より施行の國家稅務總局が公布した「納稅信用管理弁法(試行)」および15年12月より施行の「納稅信用管理に係る若干の業務標準を明確にすることに關する公告」によると、中国の稅

表1 改革の主な任務

(国税局と地税局の) 徴収管理の職責分担の調整	国税・地税それぞれの徴収管理機能と責任を合理的に分担し、料金・基金等に対して地税部署が担う徴収管理機能と責任を明確にする。
納税サービス体制の刷新	租税における規範化、納税事項処理の利便を図るための改革を推進する他、日常的なサービス協力体制・誠実納税を促進するための体制を構築し、納税サービスに対する意見提起メカニズムを整える。
徴収管理方法の転換	徴収実施時と事後における管理を強化する。格付に基づく納税者管理の実施、大企業に対する租税管理レベルの向上、個人に対する租税管理体制の構築、税務調査改革の本格化、電子発票の全面推進等により租税情報システムの構築を加速させ、税務用ビッグデータを効果的に活用する。
積極的な国際協力	租税に関する国際規則の制定に対する積極的な参加、継続的な国際租税への協力の強化、国際租税回避への厳格な対処、対外開放戦略への自主的な協力を通して、国際協力案件に積極的に参加する。
税務組織システムの最適化	税務システムにおける共産党の指導を強化し、各レベル税務機関の徴収管理機能と責任の最適化、査察・内部監督機構の完備、税務公務員の対外派遣推進の研究を通して、資源の合理的な配分、税務幹部の能力向上の強化を図り、中国共産党が推進する「清廉な政府」建設を実現する。
(他部門との) 租税共同統治体制の構築	租税情報共有の推進、部門を跨ぐ租税協力と租税情報の共有を進め、税収司法保障体制を完備し、税法の普及教育を強化することにより、租税共治システムを構築する。

務機関は毎年納税リスクの信用評価を行い、AランクからDランクまでの4つのランクに分類して管理している(表2)。評価は税務機関の情報(税務内部情報)に基づき、100点満点から減点方式で

表2 納税信用評定ランクの概要

Aランク 90点以上	Bランク 70点以上90点未満	Cランク 40点以上70点未満	Dランク 40点未満、または、特に判定される
(一) 社会に向けてランクAの納税者リストを開示する。	通常の管理により、適時に租税政策及び管理規定の指導を行い、信用ランクの変化趨勢に応じて選択的に信用ランクAの優遇措置を適用する。	厳正に管理し、信用ランクの変化趨勢に応じて選択的に信用ランクDの懲戒措置を適用する。	(一) 社会に向けてランクDの納税者リスト及びその責任者を開示する。その責任者より登録される又は経営されているその他納税者に対して、特に信用ランクDを評定する。
(二) 一般納税者は1回に3カ月分の増値税発票の使用量を受領でき、かつ、増値税発票の使用量を調整したい場合、即時に処理する。			(二) 教育期間における一般納税者向けの政策に基づき、増値税専用発票を受領する。普通発票の受領については、旧発票をチェック後に新たな発票を受領でき、かつ、その数量を厳格にコントロールする。
(三) 必要に応じて、増値税普通発票を受領する。			(三) 輸出時の増値税還付の審査を強化する。
(四) 連続して3年間、ランクAに評定された場合、上述の優遇措置を享受できるほか、税務事項を処理する際にグリーンチャネルなどの便宜を享受することが可能である。			(四) 納税評価を強化し、提出された各種の資料に対して厳格に審査する。
(五) 税務機関が他の関連政府部門と連携し、各地域の実際状況と合わせ、他の優遇措置を適用する。			(五) 重点監視対象として、監督検査の頻度を高め、法律規定に反する行為が発見された場合、規定される処罰幅内の最低標準を適用できない。
			(六) 納税信用ランクの評定結果を他の政府部門に通報し、経営、投資、融資、政府土地の取得、輸出入、出入国、新たな会社の設立、工程の入札、政府購入、名誉・安全許可・生産許可・任職資格の取得、資質審査などが制限若しくは禁止される。
			(七) 連続して2年間Dランクが留保され、適用すると直後の第3年目はAランクを評定できない。
			(八) 税務機関が他の関連政府部門と連携して懲戒措置を実施し、かつ、各地域の実際状況と合わせて他の厳しい管理措置が適用される。

計算され、Aランクは優良納税者、Bランクは正常管理の納税者、Cランクは厳格管理の納税者、Dランクは重点監督対象の納税者とされる。また、税関や工商行政管理局など外

部機関の情報(外部評価情報)も格付けにあたって参考とされ、不備が認められれば90点から減点開始となる。ランクは毎年4月に見直しが行われ、格付けが低下するにつれて税務機関による管理

大企業の税収リスク分析業務については、より上級である国家税務総局・省レベル税務局が担当し、集中処理を行う千戸集団計画(1000社グループ計画)に従うことになっている。千戸集団とは、国内・国外において経済界の上位に位置し、納税規模が大きく、業界を代表し、良好な成長を遂げている企業グループおよびそのメンバー企業のうち、年度の納税額が国家税務総局の管理基準に達する企業グループのことである。国家税務総局は、大企業に対する租税サービスと徴収管理を強化する目的で、15年に千

戸集団計画
しなければならないことになっている。

が厳格化される。そのためできるだけ高いランクを維持することが望ましいのは言うまでもないが、Dランクに格付けされた場合は、輸出時の増値税還付の審査が厳しくなると資金繰りを悪化させたり、発票の使用に制限がかかるなど実際の取引に影響が生じる可能性がある。さらに、「信用失墜行為」が認められると即時にDランクが適用されることになるため、特に注意が必要である(表3)。なお、納税者が自身の格付けを確認できるよう、ランクの分類結果に対して、納税者が異議申し立てを行った場合には、税務機関は納税信用ランクの再評価を実施

表3 Dランクが即時適用される場合

<ul style="list-style-type: none"> ・脱税、追徴納税忌避、輸出時の増値税（「輸出税」とも略す）還付詐欺、増値税専用發票の架空発行等の行為が存在し、判決を経て税務関連の犯罪を構成する場合 ・上記の脱税、詐欺、架空発行などの行為が犯罪を構成してはいないものの、脱税金額が10万元以上かつ各種納税すべき総額の10%以上に達する場合 ・上記の脱税、詐欺、架空発行などの行為が存在するが、既に税金、滞納金、罰金を納めている場合 ・規定期限内に税務機関の結論に基づく税金、滞納金、罰金を納付していない場合 ・暴力、威嚇による納税拒否、或いは税務機関が法に基づいて実施する税務取調への執行行為を拒絶、妨害する場合 ・増値税發票管理規定の違反或いはその他發票管理規定の違反行為により、その他納税者或いは個人に税金未納、過少納税、あるいは税還付詐欺をもたらした場合 ・虚偽の申告資料を提出し、税優遇政策を享受している場合 ・輸出税還付を詐欺したことにより輸出税還付（免除）資格が停止され、当該停止期限が未到来となっている場合 ・Dランク納税者の直接の責任者が登録登記したものあるいは経営責任を負うもの ・税務機関が法に基づいて認定した、その他深刻な信用失墜の状況が存在する場合
--

戸集団計画を立ち上げた。国家税務総局大企業司は、この計画に関して1つの総方案と6つの分方案を制定したうえで、「千戸集団（1000社グループ）」として該当する企業を1069社選定している。

税務機関は千戸集団のデータ収集作業を重視している。金税三期の本格稼働

16年末までに金税三期と呼ばれる中国税務機関の納税管理システムが中国全土でネットワーク化する形で正式に導入された。実際には各地域ごとに順次運用開始されてきたのであるが(図1)、この金税システムは「12金行程」とよばれる中国の12の情報管理プロジェクトの一つとして、1990年代に中国政府が開発した電子徴税管理システムである。金税一期、金税二期までのシステムでは、増値税のコンプライアンス管理を主な機能としていたが、金税三期では増値税だけではなく、他の税種、特に個人所得税の徴税管理の強化を目指して開発されたものである(図2)。また、以前は国税局・地税局それぞれが別々のシステム運用を行っていたが、17年現在では国税局・地税局の徴税管理システムが全国レベルで統一された。これによって、税務機関ではこれまで発見し難かった納税者のリスク

2017年は金税三期が全国規模で本格稼働

に伴い、税務管理情報が様々なチャンネルから集められ、大企業徴税管理の強化に利用されている。なお、16年からは重点税源企業に対して5年ごとの輪番調査を適用し、事前にリスク評価を行うことから、方向を定めて審査を展開することとしている。

ポイントについても、強力な自動分析能力を有する金税三期のシステムによって把握しやすくなるため、企業に対する税務コンプライアンスの要求を高めることになると考えられる。例えば、金税三期システムが毎月の個人所得税の源泉税申告データを自動的に分析して、納税額が急に高くなる、あるいは低くなる場合には、異常値として税務管理部門に自動的に伝達すること、同じ業種で共通する税務リスクを自動的に識別すること、あるいは国税局と地税局での情報共有を容易に行うことも可能となるのである。

なお、税務機関では近い将来において、税務登記、税務申告、減税・免税の届出、増値税發票の照会承認などの主要な税務プロセスは金税三期システムのオンライン上でスムーズに行えるようにし、税務手続きの全面的なペーパーレス化の実現を目指している。さらに、税務局内のみならず、税関、外貨管理局、出入国管理、公安局などの各政府部門のシステムにも全国レベルでネットワークをつなげることも目指している。

事後管理への移行による優遇的な税制の落とし穴に注意

①租税条約の恩恵享受
 例えば、国務院は15年11月から施行されている「非居住納税者による租税条約の恩恵享受に関する管理弁法(60号公告)」に関して、租税条約の恩恵享受にかかる事前の審査承認の手續き廃止が決定され、租税条約の恩恵享受にかかる手續きを大幅に簡素化して自主判断に基づく手續きに移行しているが、これは国家税務総局が国務院の意向に添えたものとされている(それまで配当、利子、使用料について租税条約の条項の適用を受けるには、所轄税務機関または審査承認権限のある税務機関から事前の承認を受ける必要があった)。

②ハイテク企業の優遇税制
 なお、租税協約の恩恵を不当に享受したと税務機関が事後的に判断した場合には、税額のほか、滞納金または延滞利息を追徴されるリスクもある。留意すべきは、事前承認の手續きが廃止されたとしても、租税条約の恩恵を享受するための実質的な要件、および納税義務の発生時点を何ら変更するものではない点である。従って、手續き面から見れば、納税者はより容易に租税条約の恩恵を享受できるようになったと言えるが、その一方で、納税者自らの判断によって租税条約の恩恵を享受した後、中国税務機関によりその処理を否認されるリスク、およびその結果として滞納金または延滞利息、罰金を課される可能性についても考慮する必要がある。

図1 中国各地域における金税三期の導入時期

特徴

- 統合されたシステム
- 強力なデータ分析能力
- 情報共有が可能に

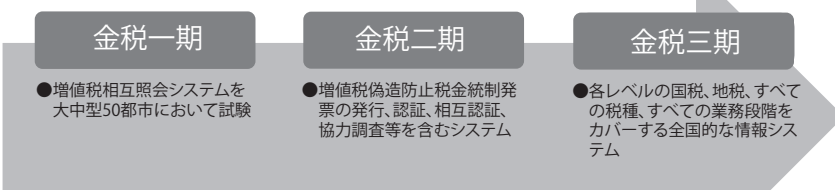
目的

- 全国規模の効果的な税務管理
- 税務局徴税管理モデルの転換
- 納税者対応モデルの転換



中国で「ハイテク企業」として認定された企業に対する企業所得税率は通常の25%よりも低い15%の優遇税率が適用される。16年の「ハイテク企業認定管理弁法」および「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」の改正に続き、24号公告を公布し、国家税務総局は17年度以降の企業所得税申告から適用されるハイテク企業向けの企業所得税15%の

図2 金税システムの発展



定条件に符合しないことによる追徴課税のリスクが考えられる。税務機関による後続の日常管理において、ハイテク企業認定の過程、またはハイテク企業向けの優遇政策を享受する間に、認定条件に符合しない状況が生じたことが税務機関によって発見された場合、税務機関は認定機構に対して再審査を求めなければならない。再審査の結果、認定条件に符合しないと判断されると、認定機構はハイテク企業資格を取り消し、資格証書の有効期間のうち過去年度に遡って追徴を行うよう税務機関に通知することになる。ハイテク企業資格の申請を検討している企業は、企業が認定条件に符合するかどうかを納税者自身の責任で判断するのみならず、提出が新たに義務付けられた研究開発費用の管理資料や明細表、検査に備えた資料保管などのコンプライアンス対応のコストを含めて検討することが必要である。

③ 科学技術型中小企業の研究開発費用の追加控除

17年4月に李克強首相が主宰した國務院常務会議での減税措置の決定を受けて、中小企業による研究開発投資への投資強化と科学技術イノベーションを後押しするため、科学技術型中小企業の優遇税制として17年1月から19年12月までに発生した新たな技術、製品、加工技術などの研究開発費用について税引前の追加控除の比率を従来の50%から75%に引き上げる優遇税制におけるさらなる減税措置を公表した。これに関連し、「簡政放権」の精神を受け、17年5月に

まとめ

中国財政部、国家税務総局、科学技術部が共同で公布した財税「2017」34号通達および評価指標や申請手続きを明確化したガイドラインとしての国科発政「2017」115号通達による「科学技術型中小企業評価弁法」が公布されている。

科学技術型の中小企業の認定条件に合致するかどうかは、企業が自ら企業評価を行い、条件に合致すると判断した場合はオンラインでの手続きを経て75%の追加控除を適用することになるが、企業は関連する手続きにおける相応のコンプライアンス義務を負うとともに、安易な自主判断によっていわゆる非適格であった場合のリスクは自己責任となる。

総じていうと、中国の税収管理は今まさにビッグデータの時代を迎えており、今後スピード感を伴いながらもますます深化してゆくことが予想される。中国で事業展開する日系企業は、税務機関の情報収集・分析能力の向上に対抗し得る税務コンプライアンス体制の構築と適切な運用が重要であり、特に税務プロセスにおける内部統制の整理や發票管理システムの改善、また税務コンプライアンスの強化が求められるといえよう。



SPECIAL REPORT

ビジネスの視点から見た中国サイバーセキュリティ法

高橋美智留
 外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士・弁理士
 門松慎治
 外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士

中国において、サイバーセキュリティ法（「中華人民共和国网络安全法」、以下「新法」）が2016年11月7日に成立し、17年6月1日に施行された。この新法は、中国の国内企業および外資企業の情報管理に重大な影響を及ぼすものとして、世界中の注目を集めている。中国進出の日本企業にとっても、必須のコンプライアンス課題の一つとなりつつあるこの新法につき、いかなる点が問題となっているのか、そのポイントを解説する。

はじめに
 何が問題となっているか

新法は、ネットワークセキュリティを具体的に規制する中国初の包括的な法律であり、このような包括的立法は、日本には存在しない。

サイバーセキュリティ規制は、一般に、特にIT・通信サービス等におけるネットワークセキュリティを確実にし、国民のプライバシーや安全を保護

することを目的に定められるのが通常であり、歓迎すべきものと言える。

しかしながら、現在新法が世界中の注目を集めているのは、企業に過大な負担を課すという、負の側面においてである。中国に進出したほぼすべての外資系企業の事業活動に影響するといわれるほど広い規制対象、「世界で最も厳しいサイバーセキュリティ法制」ともいわれる厳しい規制内容、さらには規制当局に広い裁量を与え

る漠然とした規制文言は、新法成立前の草案段階から、世界中の批判を集めてきた。新法の内容は、法律に続く規則およびガイドライン類の整備により、徐々に明らかになりつつあるものの、当該規則等によって、法律よりも規制範囲が広がったり、厳しくなっている箇所もある。一方で、新法は違反者に最大100万円の罰金を科しているばかりか、すでに新法に基づいて執行が開始されており、予断を許さない。

そして、後述するように、中国国内で情報ネットワークを保有し運営するあらゆる企業が、同法の規制を受ける可能性があることから、中国においてビジネス展開している日本企業もまた、新法に基づく規制が自社のビジネスに適用されるかどうかを見極めて、対応のための体制やコストについて検討する必要がある。

本稿では、紙幅の都合上、日本企業にとつて特に重要と思われる事項に絞って解説するが、実際のコンプライアンスに当たっては、よりきめ細かく、最新の制度状況をウォッチする必要が、ある。

理解すべきキーワード

新法の主な適用対象となる、「ネット

ワーク事業者」および「重要情報インフラ事業者」をはじめ、新法を読み解くにあたり、理解しておくべきキーワードを挙げる。

① ネットワーク事業者

「ネットワーク事業者」は、情報を収集、保管、送信、交換、および処理する「コンピュータおよびその他の情報端末」であるネットワークの所有者、管理者、および「サービスプロバイダー」を含むと、広範に定義されている。この定義からみれば、通信事業者やインターネットサービスプロバイダーだけでなく、中国国内で情報ネットワークを保有し運営する、あらゆる組織や



重要情報インフラ事業の定義に関心が集まる (イメージ写真)

表 1 重要情報インフラに含まれる事業一覧表

含まれる事業	
1	エネルギー、金融、輸送、水利、健康、教育、社会保障、環境保護、公益事業の産業または分野における政府機関
2	通信ネットワーク、ラジオおよびテレビのネットワーク、インターネットのような情報ネットワーク、ならびに、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、及びその他の大規模公共情報ネットワークサービスを提供する事業者
3	国防、重機、化学、および食品・医薬品のような産業における、科学研究および製造事業者
4	ラジオ放送局、テレビ放送局、およびニュースサービスのようなニュース事業者

企業を含むと見ることができ。一方で、この定義を限定的に解釈するようなガイドライン等は、現在のところ発表されていないため、中国国内に事業所を置くなどして情報ネットワークを有する日本企業は、自社が「ネットワーク事業者」に当たる可能性が高い

ことを念頭に、新法への対応を検討することが求められる。

(2) 重要情報インフラ事業者

「重要情報インフラ事業者」とは、新法において明示的に定義はされていないものの、ネットワーク事業者のうち、公衆通信・情報サービス、エネルギー、輸送、水利、金融、公共サービス、電子通信を行うあらゆる企業が含まれるとされる。それ以外の企業も、破壊されたり、機能を喪失したり、またはデータが漏洩したりした場合に、国の安全、社会・経済的福祉、または公共の利益に対して重大な脅威をもたらすインフラストラクチャーを有している企業は、重要情報インフラ事業者とみなされる可能性がある。17年7月10日に、ブリックコメントに付された「重要情報インフラに関する規則案」においては、表1のような事業が重要情報インフラに含まれるとしている。

また一部の報道によると、政府当局がある外資系企業の照会に対し、「多数の取引先情報を保有する顧客管理システムも、重要情報インフラとみなされる」との回答をしたとも指摘されている^{注1}。これが事実であれば、ほとんどの企業は取引先情報を管理する何らかのシステムを有しているこ

とから、当局の考える顧客管理システムの規模や性質によっては、重要情報インフラ事業者に該当する企業の範囲は、さらに広がることとなる。

(3) データローカライゼーション

新法でおそらく最も議論を呼んでいる規定は、下記に詳述するところ、中国で収集または生成された「国民の個人情報および重要データ」を中国国内で保管することを、重要情報インフラ事業者に要求している、新法第37条である。このように、一定のデータをそれが収集または生成された国内に置かなければならないという規制を、一般に「データローカライゼーション」と呼ぶ。この規制は、当該データを国外移転する場合の規制を、不可避免的に伴うことになる。新法のデータローカライゼーション規制は、世界で最も厳しいといわれており、その対象事業者も、重要情報インフラ事業者のみならず、さらに広範となる可能性が危惧されている。

(4) 個人情報

「個人情報」は、「電子的にまたはその他の手段で記録された、単独またはその他の情報とともに、自然人の身元を特定するのに十分なあらゆる種類の情報」と、広範に定義されており、個人名、生年月日、身分証明書番号、

個人生体認証情報、住所、電話番号等を含むが、これらに限定されない。

(5) 重要データ

新法では、上記のデータローカライゼーションの対象となる情報として、個人情報のほかに「重要データ」がある。「重要データ」について、新法そのものには定義はなく、17年4月11日に中国のサイバーセキュリティ管理局(以下「CAC」)が発表した「国外データ移転に関する規則案」(以下「規則案」)も「国の安全、経済発展、社会および公共の利益に密接に関連するデータ」と抽象的に定義するのみであるが、17年5月27日にCACが発表した「国外データ移転に関するガイドライン案」(以下「ガイドライン案」)では、詳細な記述と具体例が挙げられている。資源、電力、通信、電子情報、金属、装置製造、化学産業、国防軍事産業、地理、民間核施設、輸送、郵便など28の産業ごとに、例えば電力については「電力プラント、電力送信および流通、および工事・運営・管理に関する情報」といった形で例示されている(電子情報や化学産業については、特に詳細な例示がある)。また、例示された28の産業以外についても、重要データから除外されるわけではなく、主として国の安全または公共の

表2 ネットワーク事業者および重要情報インフラ事業者に課される義務

すべてのネットワーク事業者の主な義務	重要情報インフラ事業者の特別な義務
<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルスやその他の侵入を防止するための技術的措置の採用の要件を含む内部セキュリティ管理システムおよび運用規則の導入 ・ネットワークログの6カ月以上の保存 ・データ分類システムの採用 ・バックアップシステムや暗号化などのセキュリティ措置の導入 ・ネットワークセキュリティ事件に対する緊急対応計画の策定 ・国の安全を維持し犯罪の調査を行うための公安当局への技術サポートおよび支援の提供 	<p>左記に加え、主として次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な役職に就く担当者のセキュリティ身辺調査の実施 ・ネットワークセキュリティ教育および技術研修の実行 ・災害復旧用バックアップの導入を含む、追加的なセキュリティ措置 ・国の安全に影響を及ぼす可能性のあるネットワーク製品またはサービスの購入時の、中国当局による国のセキュリティレビューの実施 ・自社のネットワークセキュリティ検査の年1回以上の実施

一般的な規制の内容

利益に影響する情報を中心に、重要データに該当しうるものがガイドライン案に規定されているので、注意が必要である。

新法がネットワーク事業者に課し

ている一般的な規制を概観すると、表2のとおりである。多くの企業にとつて、まず行うべきことは、自社がネットワーク事業者に該当することを想定して、表2の義務を自社がすでに履行しているかチェックし、履行していないものがあれば履行を進めることであらう。後述のとおり、これらの違反に対する取締りはすでに始まっている。

データローカライゼーション規制

(1)適用対象…すべてのネットワーク事業者に課せられる規制であること

新法の文言上は、重要インフラ事業者のみを対象に、データローカライゼーションの義務を定めているため、当初は、この義務がその適用範囲の面で限定的なものとなると考え、安堵していた企業もあった。しかしながら、規則案では大きく方向転換し、基本的に個人情報および「重要データ」を中国国内で保管することが、すべてのネットワーク事業者に要求されている。

そして、データを中国国外に移転するためには、厳しい要件が課されている。そのうち、最も批判を集めているのが、次に説明する、データ主体の同意取得義務、および一定の場合には政府によって行われるセキュリティアセスメントである。

(2)データ主体の同意取得義務

規則案によると、ネットワーク事業者は、個人情報を中国国外に移転する前に、データ主体(例えば、個人情報であればその持ち主である個人)に対し、移転の目的、範囲、種類、および受領者の所在地を知らせ、同意を得なければならない(ただし、市民の生命や財産の安全が危険にさらされている緊急の場合を除く)。一定の場合黙示の同意が認められるという解釈が示されているので、常に明示の同意を取得する必要はないが、例外が限定されているのでなお同意取得の負担は大きいと考えられる。

(3)国外移転の際のセキュリティアセスメント

ネットワーク事業者は、個人情報または重要データを中国国外に移転する前に、越境データ移転計画を作成し、セキュリティの自己アセスメントを行わなければならない。そして、その自己アセスメント報告書を作成し、

5年間保存する義務を負う。セキュリティアセスメントは、以下の基準を考慮しなければならない。

- 移転の必要性
- 移転される個人情報の種類、範囲、量、機微性、データ主体の同意が得られているか

- 移転される重要データの範囲、種類、量
- データ受領者が導入している保護措置、データ受領者のデータ保護のセキュリティ、送付先の国または地域のデータ保護の環境

- データ漏洩、破損、改ざん、濫用のリスク
- 国の安全、社会および公共の利益、個人の合法的な利益に関連するリスク

さらに重要なことに、国外移転が以下の基準に該当する場合、規則案によれば、政府機関によるセキュリティアセスメントを行うことが要件とされている。

- 50万人を超える人の個人情報の移転
- 核施設、ケミカルバイオロジー、国防または軍事、公衆衛生、大型工プロジェクト、海洋環境、機微性のある地理情報の分野に関するデータの移転

●重要インフラ事業者のシステムの脆弱性およびセキュリティ防護策に関するネットワークセキュリティ情報の移転

●国の安全および公共の利益に潜在的に影響を及ぼすその他の移転、または業界の主務官庁または監督官庁によるレビューを必要とする移転

さらに、セキュリティアクセスメントの実施に加え、個人情報を移転するネットワーク事業者は、国外移転のセキュリティレビューも年一回以上行い、各関係官庁にアクセスメントレポートを提出しなければならない。データ受領者や移転データの性質に変更があった場合や「セキュリティ事件」があった場合の再アクセスメントも規定されている。

これらの国外移転規制は、政府機関によるレビューを要するための基準が国際的に見て低く、世界的な批判の原因となっている。企業の保有するデータやその管理状況が、中国の政府機関に流出することを危惧する声もある。

なお、データを中国のサーバーから中国国外のサーバーに移転するという典型的な場合のみならず、海外からアクセスできるようにクラウドにアップロードすることもまた、同様の規制

を受けることになるので、注意が必要である。

違反の場合のペナルティ

新法に違反した場合には、警告、業務停止、1000万元以下の罰金、責任のある管理者の禁錮などのペナルティが規定されている。新法施行から3カ月の間の状況を見ると、すでに中国政府は国家レベルおよび地方レベルの両方で、積極的に調査や違反の取締り、罰則の適用を行っている。また取締り対象の企業には、アリババや Tencent といった中国を代表する IT 企業や、インターネット・サービス提



個人情報の定義も広範である (イメージ写真)

供事業者以外の民間企業も複数含まれている点が注目に値する。

データローカライゼーション規制については、現在の規則案では、18年末までの猶予期間が定められているため、現在のところ検査事例はないが、猶予期間を過ぎても万一違反があれば、当然に当局の積極的な調査およびペナルティの対象となろう。

日本企業はどう対応すべきか

まず、本稿ではデータローカライゼーション規制を中心に説明したが、新法の規制内容は、それ以外にも多岐にわたる。また今後発表される規則やガイドライン類によって規制対象や内容が変わったり、法律文言の解釈が示されることもある。政府当局の取締り事例を含め、新法にかかる最新の動向についての情報収集を継続する必要がある。

社内的には、中国国内で取得した、自社が保有する個人情報、およびその他のデータ(重要)データに当てはまるものがあるか、それが何か)を分析し、特定する必要がある。そして、自社の有するデータセキュリティシステムおよびプライバシー対策が、法律の定める要件を満たすかのチェックが必要となる。

データローカライゼーションの要件を満たすためには、自己アクセスメントのポリシーを作成するほか、場合によっては、中国国内のデータを海外と隔離するようなシステムを構築したり、中国国内に集中管理を行うデータセンターを開設するといった大規模な対応が必要となる企業もあるかもしれない。最近では、アップルが新法への対応のため、中国国内にデータセンターを開設することを17年7月12日に発表した。一方、特に国外移転が必要となる個人情報については、データ主体からの同意取得をするための仕組みづくりも必要となろう。

繰り返しになるが、新法の規制や取締りの状況はいまだ流動的な部分が多く、最新の情報収集が欠かせない。中国でビジネスを行う日本企業は、適切なアドバイザリーによる情報収集と助言を受け、対策を急ぐ必要がある。



注1: <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/get-connected/pub/risk/jp-pub-risk-china-cyber-security-law.pdf>, <http://www.sp-network.co.jp/column-report/spneye/candr20016.html>

SPECIAL REPORT

中国知的財産権分野の現状と保護制度の整備状況

袴田知弘

特許庁 審査第一部 自然資源 審査官

本稿は、中国における知財問題をテーマに、全体の動向から法改正の状況まで、いくつかのトピックを取り上げる。具体的には、①中国と日本の知財制度の共通点、②特許出願件数、③模倣品問題、④悪意の商標出願問題、⑤部分意匠制度、⑥職務発明制度、⑦輸出専用OEM品問題について、筆者の3年間にわたる中国駐在経験を踏まえて紹介する。

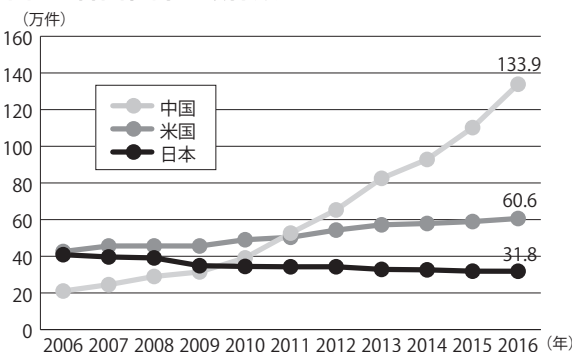
基本的事項 中国と日本の知財制度の共通点

中国における知財保護状況に懸念を抱くあまり、中国の知財法制はかなり立ち遅れたものであろうと考えてしまうのは早計である。大まかな枠組みにおいて、中国の知財制度は日本をはじめとする多くの先進国と共通する。例えば日本では、一定の手続きをすることによって特許権、実用新案権、意匠権、商標権を取得することが可能であるが、これらと同様の権利は中国においても取得可能である。また、営業秘密について一定の法的な保護が得られる点も同様である。

自社で開発した技術を保護したいのであれば、特許権・実用新案権によって保護するか、営業秘密化することが求められる。そして、自社が創作したユニークなデザインは意匠権によって保護される(中国においては特許を「発明専利」、実用新案を「実用新案専利」、意匠を「外观设计専利」といい、これらをまとめて「専利」という)。自社の製品・サービスを他社のもものと区別するためのロゴマーク等は、商標権を取得することで保護される。

ただ、制度が整備されているとはいえ、座して待たずとも自社の知財が保護されるわけではない。まずは中国における

図1 各国特許出願件数



(出所) 特許行政年次報告 2017年版、各国特許庁ウェブサイト等

自社の権利保有状況を正しく認識し、必要に応じ権利を取得することを心掛けていただきたい。

なお、著作権については、日本で発生した著作権が中国においてもそのまま保護される。両国がいずれもベルヌ条約に加盟しているからである。著作権は創作物を保護するものであり、特にキャラクター・商品業界やコンテンツ業界で有用である。

中国における特許出願件数

ここ10年の中国の急速な変化を物語る数値的指標として、特許出願件数の伸びほど劇的なものは、他にそう無いであろう(図1)。2006年には米国や日本

はじめに

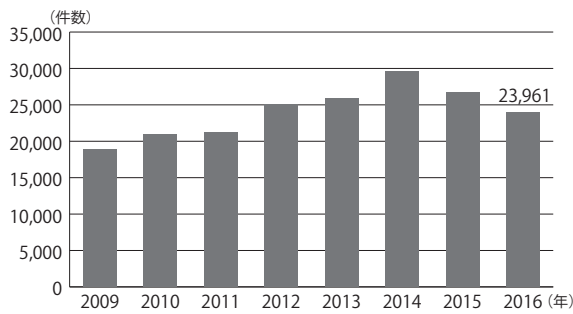
このほど、中国における知財保護の現状について執筆する機会をいただいた。しかしながらこのテーマのすべてを網羅することは、紙幅の関係で困難である。よって本稿では、全体的な動向から最近の法改正の状況まで、以下のトピックに絞って紹介させていただきたい。

- ・基本的事項 中国と日本の知財制度の共通点
- ・特許出願件数

- ・「模倣品大国」中国の現状
- ・悪意の商標出願
- ・部分意匠制度
- ・職務発明制度
- ・輸出専用OEM品問題

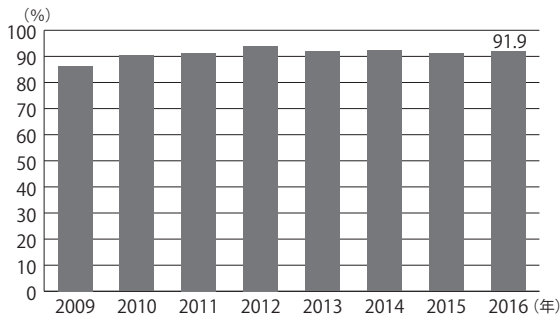
後ろに行くほど専門的な内容となっているので、例えば知財にあまり馴染みのない方は最初の方だけ読んでも構わない。なお、本稿は筆者の個人的な見解を示すものであり、いずれの組織の公式な見解を示すものでもない。

図2 日本税関における中国からの知財侵害品差止件数



(出所) 財務省報道発表

図3 日本税関における知財侵害品差止件数のうち仕出国が中国であるものの比率



(出所) 財務省報道発表

に次ぐ世界第3位で、両国の半分ほどの出願件数に過ぎなかったのが、16年には米国の2倍以上、日本の4倍以上もの特許出願を受け付ける国となった。今や中国は圧倒的世界一の特許出願大国なのである(意匠出願、商標出願件数でも圧倒的世界一である)。なお、この特許出願のうち約9割は中国籍の企業によってなされている。

中には、中国における特許出願件数は確かに多いが有用な発明はあまり含まれていない、という穿った見方をする専門家もいる。このような話を裏付ける根拠として、中国政府による発明奨励策の存在が挙げられる。中国政府は特許出願件数を増やすことを国家目標と位置付

け、例えば特許出願件数の多い企業をハイテク企業と認定し、減税するといった制度等を導入してきた。確かにこのようなバラマキ施策によれば、各企業は争って特許を出願しようとするものの、取得した特許を活用することは必ずしも考えないだろう。ただ、発明の質について定量的に語ることは極めて困難である。それに、言い方は悪いが、下手な鉄砲も数撃せば当たるといふ考え方もある。やはり中国の膨大な特許出願件数は軽視すべき事象ではないと思われる。

「模倣品大国」中国の現状

「中国で流通する模倣品の量は減ったか?」と問われることがよくある。前述の

とおり、今や中国は特許出願大国なのであるから、「もしや模倣品問題もすでに過去のものとなっているのでは」と期待してしまうのも無理はない。しかし、残念ながら、あまり正確な統計は存在しないというのが実情である。模倣品を製造・販売する者が律儀に正確な生産量や売上高を申告することは期待できないので、仕方がない面がある。

少なくとも中国政府は知財の権利行使に関する面でも制度の近代化を続けており、模倣品製造業者の摘発を続けている。その甲斐あつてか、以前のように堂々と白昼の商店の軒先に模倣品が並べられるという光景を見る機会が減つたと実感しておられる方も多いだろう。してみると、状況は好転していると考えるべきであろうか。いや、そう単純には言い切れない。目を転じてみれば、必ずしも状況が好転しているとは言いきれないことを伺わせる根拠が種々挙げられる。

まず、日本税関が知財侵害品を摘発した事案のうち仕出国が中国であったものの件数を見てみると、16年の実績は約2万4000件で、依然として高い水準を維持している(図2)。これは知財侵害品数の全摘発件数の9割超に当たる(図3)。現在もなお中国で模倣品を製造している者が多く存在することは間違いないだろう。

また、新しい問題も生じてきている。昨今のeコマースの急速な発展に伴い、オンラインでの模倣品被害が深刻となっているのである。これは規模の問題だけでなく、対策の内容面で難しい問題が生じていることも意味している。実店舗と違って、オンライン店舗で模倣品が販売されている場合、その店舗をどこの誰が開設しているかわからないため、その業者に実質的な制裁を加えることが極めて難しい。サイトを閉鎖に追い込むことほどきても、模倣品を押し下したり罰金を科したりすることができないからである。

さらに、模倣手口が巧妙化しているという問題もある。巧妙化には様々な手法が存在するが、最も基本的な考え方の一つが容易に摘発される違法行為を避けるといふことである。例えば、商標権を侵害せずに他の権利のみを侵害する例が増えている。他社ブランドのメーカー名や商品名は用いず、商品の外観やパッケージデザインだけを模倣するのである。この場合、意匠権侵害や不正競争防止法違反に該当する可能性があるものの、商標権侵害の場合に比べて侵害の立証に手間がかかることとなる。このように考えると、少なくとも単純な手口が減つたことのみをもって中国の模倣品問題に改善が見られると捉えることは適当でないといふべきだろう。

以上を踏まえ、「中国で流通する模倣品の量は減ったか?」という問いにシンブルに答えようとするとき、筆者は「中国における模倣品の問題は、いまだに深刻である」と言っているようにしている。

悪意の商標出願

これ以降、より具体的なトピックを取り扱っていく上で、仮想事例を示しつつ話を進めさせていきたい。

【仮想事例】:「A社は日本で1カ月後に新商品を販売するので、国内向けに大々的な宣伝をした。日本ではすでに商品名の商標権も取得済み。中国でも2年後から同じ商品を同じ名前で販売するので、これから中国でも商標出願を行う(なお、商品名は漢字やアルファベット等、日本と中国で全く同じ表記でも通用するものであるとする)。」

この仮想事例では、中国での商標出願が遅すぎるといふ点が問題である。これでは第三者が中国で先に商標出願をしてしまう可能性がある。中国では、たとえ海外において著名な商標であっても、誰でも早い者勝ちで権利を取得できてしまう。そうなった場合、A社はその第三者から中国における商標権を高額で買い取るか、全く別の商品名を使用しなければならなくなる。

これこそ中国において問題視され続

けている「悪意の商標出願」問題である(「冒認商標出願」と呼ばれることもある)。悪意の商標出願を行う者は今も中国に数多く存在しており、海外の著名ブランドの動向を鵜の目鷹の目で狙っている。この罠に捕らわれてしまう日系企業は、いまだに多い。新しいブランドの立ち上げに際しては、日本において情報を公開するより前に、中国においても商標出願しておくことが望ましいということの頭の片隅にとどめて置いていただきたい。

部分意匠制度

【仮想事例】:「A社は自動車メーカーで、ABCという車種が有名。B社も自動車メーカーで、XYZという車種が有名。いずれの車種も独特のデザインに定評があり、中国で意匠権を取得済み。C社が、前から見るとABC、後ろから見るとXYZ、というデザインの車を中国で製造・販売し、大ヒットした。」

この仮想事例において、A社またはB社がC社を意匠権侵害に問うことはできるだろうか。あるいはA社とB社が共同で提訴すれば勝てるだろうか。

C社の行為は、A社とB社が苦勞して造りあげたデザインの価値にタダ乗り(フリーライド)するものと考えられるから、知財保護の精神に照らせば、A社

とB社が適切な法的措置を取ることで救済が得られるようにも思われる。しかし残念ながら現在のところ中国ではA社とB社は単体でも共同でもC社に対抗できない。現行の専利法に未だ「部分意匠制度」が導入されていないからである。つまり、既存の意匠権に全体として似ている物品でない限り、意匠権侵害には問われないのである。

しかしながら、現在専利法は第4次改正の途上であり、これが成立すれば部分意匠制度が盛り込まれる見込みである(図4)。15年4月には国家知識産権局が、同年12月には国務院法制辦公室が、改正案について公開意見募集を行っており、このいずれにおいても部分意匠制度の導入が盛り込まれている。現在改正案は全人代まで上がっており、成立が待たれているところである。

もし中国の専利法に日本と同様の部分意匠制度が導入されれば、A社やB社は車の前側や後ろ側のデザインについて意匠権を取得することが可能となる。ただ、仮に部分意匠制度が導入されたとしても、事前に適切に部分意匠について権利を取得しておかなければ保護が得られないという点には留意が必要である。

職務発明制度

【仮想事例】:「A社が中国に設けた

R&D拠点で独自の技術が生まれ、この技術を活かした新商品がヒットした。この技術を開発したのは現地で採用した中国人技術者B氏である。ところで、今回の開発に際して、A社はB氏との間で職務上行った発明に対する対価に関する特段の取り決めは行っていない。また、A社の定める就業規則にも、それに関する規定はない。」

この仮想事例では、A社はB氏から正当な対価を求める訴訟を提起されるおそれがある。その対価の額が巨大なものとなり得ることは、かつて日本で起きた青色発光ダイオード事件(第一審では企業側に200億円の支払いを命じる判決が出され、最終的に6億円で和解)を思えば容易に想像できよう。そのような事態を避ける上で重要なのは、事前に従業員との間で対価に関する考え方についてしっかりと合意を形成しておくということである。

中国では、現行の専利法や専利法実施細則等にも職務発明に関する規定は存在するが、さらにそれらを補充し発明者の権益を保護するため「職務発明条例」を新設しようとする動きがある(図5)。この条例には中国国内でも賛否が分かれているようであり、今のところ制定に向けた動きは止まっているように見えるが、発明者との間で正当な対価に関する

図4 第4次専利法改正の動向



図5 職務発明条例制定の動向



る事前合意を形成しておくことで、将来的な訴訟リスクを低減できることは間違いない。

輸出専用OEM品問題

【仮想事例】…「A社は、自社製品『ABC』の模倣品がドバイ経由で北アフリカ地域に出口していることに気付いた。この模倣品の流通経路を調査したところ、シンガポール籍のB社が、中国のC社に委託して生産していることが判明した。そこでA社は中国においてC社を商標権侵害で訴えた。なお、A社は中国にお

いて『ABC』の商標を取得済みであるが、前記の模倣品は中国国内では販売されていない。」

この仮想事例では、一見するとA社は何の問題もなくC社に勝てそうであるが、実は少々難しい問題が潜んでいる。というのも、中国では商標権侵害訴訟において「商品に他者の登録商標を付したとしても、それが輸出専用品ならば商標権侵害には当たらない」という主旨の判断がなされた事例が複数あり、その傾向が今後も継続する可能性があるからである。この問題は、仮想事例のように中国

メーカーが海外企業からの委託に基づいて生産を行う場合に問題となることが多いため、往々にしてOEMというキーワードと共に語られる。

何故中国でだけこのような問題が生じるのかというと、「商標の使用」とはどのような行為を意味するのかについて各国で商標法上の定義が異なるからである。日本の商標法においては「輸出」もまた商標の「使用」の一類型であることが明確に定義されているため、全量輸出している者も当然に商標権侵害に問われる。しかし中国商標法においては「輸出」は使用の類型に挙げられていない。それほどばかりか、14年5月に施行となった第3次商標法改正において、商標の使用とは「商品の出所を識別するための行為」であることが明確化された。これによって、全量輸出品に商標を付す行為は商標の「使用」に当たらないと考えることができる。つまり仮想事例に沿って言えば「C社は『ABC』商標を付した商品を全量輸出している。この行為は中国国民に対して商品の出所に関する認識を何ら与えていない。すなわちC社の行為は『ABC』商標を『使用』しているとはいえないから、A社の『ABC』商標権の侵害には当たらない。」という論理が成り立ちやすくなったと考えられるのである。

とはいえ、14年の商標法改正後においても全量輸出品について商標権侵害が認められたケースはある。今後、商標法ないしはその下位規定において、どのような場合に商標権侵害が認められるのか明確化が図られる可能性もあるが、当面は不透明な状況が継続すると思われる。

なお、商標の「使用」の問題は、侵害に当たるとどうにかのみならず、先使用権が得られるかどうかや、3年間不使用であることを理由とした無効の訴えに対抗できるかどうか等、別の論点にも関わってくるので注意が必要である。自社または自社の生産委託先が中国からの全量輸出を行っている場合に、当該製品に対して商標を「使用」したという証拠をどう残しておくのかに留意しておく必要があるだろう。例えばごく少量なりを中国国内でも販売しておくというのも一案である。

おわりに

冒頭に述べたとおり本稿で紹介したのは中国知財問題のごく一部に過ぎず、論点の掘り下げも充分とはいえない。それでもこのテーマに興味を抱くきっかけとしていただけたら大変幸いである。さらに広く深く知りたい方には、専門家への相談を強くお勧めしたい。

SPECIAL REPORT

外国人就労許可制度の大改革と現地の労務管理に関するホットトピックス ～最新動向および対処法～

熊 琳

北京市大地律師事務所 代表弁護士

2017年4月より中国全土で実施が開始された新たな外国人就労許可制度には、従来の制度に比べると多くの変更が加えられている。新制度のもとで駐在員の就労許可がスムーズに取得・更新できることは、本社と現地法人にとって重要な課題である。また、現地法人の経営と密接に関係する労務管理の法制度において、最近では法律の具体的執行方法の明確化、細分化が不断に進められている点が注目され、これについて必要な認識を持つとともに正確に対応することが重要となる。

図1 最新の外国人就労許可証のサンプル



実施されていた「外国人入国就業許可」(「外国人就業証」の取得)と「外国専門家訪中就労許可」(「外国専門家証」の取得の二重体制を、「外国人訪中就労許可」(「外国人就労許可証」の取得)の統一体制に一本化し、なおかつ行政審査認可手続きの簡素化や、インターネットの運用拡大により、新しい外国人訪中就労管理体系を構築することを要請した。この取組みにおいては、新制度の立ち上げに伴い、中国政府が外国人の訪中就労に対する制限を強化しようとする意図はうかがわれない。

国務院による上記の要請に基づき、SAFEAは16年9月27日、北京市等10の省・自治区において「試行」という形で新制度の実施が試みられた。半年の試行期間を経て、17年3月末にはSAFEAおよび各機関が新たな法令を公布し、全国で新制度が正式に実施された(図1)。

新制度のポイント

(1) A、B、Cクラスの人材分類および認定基準

外国人の就労許可はA、B、Cの3クラスに分類され、各クラスについて複数の認定基準が設けられている(図2)。

Aクラスは「外国ハイレベル人材」とされ、就労許可の取得において特別優

意味をもつ。今回は、最新の外国人就労許可制度に関するポイントと、最近の現地企業の労務管理に関するホットトピックについて解説する。

全国で実施された新しい外国人就労許可制度

16年9月末に、中国国家外国専門家局(以下「SAFEA」)が実施を決定した新たな外国人就労許可制度

(以下「新制度」)が、最近日系企業の最も注目する話題となっている。

新制度の登場

経済体制の改革をさらに推進し、中国国内産業のアップグレードを完成させるため、中国政府は外国の優秀な人材を中国での就労に誘致する政策を制定した。国務院が15年に公布した「外国人訪中就労許可事項の整合に関する意見書」では、旧制度のもとで

2004年に中国国内で流行したある映画の中で、登場人物が語った「21世紀、最も高くつくものは人材だ」という一言は、いまだに中国社会で広く話題にされている。この言葉は、中国現地の日系企業にも当てはまる。日本本社から派遣されてきた駐在員、現地採用の従業員のいずれにしても、落ち着いて就労できるということは、現地企業の安定した経営にとり非常に重要な

図2 各クラス別の人材認定基準 (抜粋)

外国人訪中就労許可分類基準(試行)(2017.3.28)

クラス分類	Aクラス 外国ハイレベル人材	Bクラス 外国専門人材	Cクラス その他の外国人
認定条件 (何れか一つの条件を満たしていること)	<ol style="list-style-type: none"> 中央政府が認可した中央レベル及び省レベルの人材計画の入選者(中央レベル32件、省レベル160件) 国際的に認められた実績基準を満たす人材(18種類) 市場ニーズを満たす要励類職位に求められる外国の人材(9種類) イノベーション・起業人材(3種類) 優秀な青年 ポイント計算で85点以上 	<ol style="list-style-type: none"> 学士以上の学位と2年以上の関連する業務経験を持つ外国の専門人材(5種類) 国際的に通用されている職業技能資格証書を有する人材 or 至急に必要とされる技能人材 外国語教員 平均給与と収入が現地の前年度の社会平均給与と収入の4倍を下回らない者 国の関連機関の規定する専門人員及びプロジェクトを実施する人員 ポイント計算で80点以上 	<ol style="list-style-type: none"> 現行の外国人在中国就労管理規定を満たす外国人 随時的・短期的(90日以下)の就労に従事する外国人 数量割当制管理を適用する者 <p>①政府間協議で訪中し研修を行う外国青年 ②規定された条件を満たす外国人留学生及び国外の大学の外国籍卒業生 ③遠洋漁業等特殊分野で就労する外国人 ④その他</p>

数量制限

Aクラス人材の認定基準は比較的高く設定されているものの、可能性がある場合にはその取得を目指して申請することが勧められる。Aクラスの認定を取得できれば、駐在員個人が就労、生活の上で大きな便宜を享受できるようになり、地方政府による所属企業への信用評価の向上にもつながる。

Bクラスは「外国専門人材」とされ、適用範囲が最も広く、申請者が最も多いクラスとなるため、日系企業が最も関心を寄せている区分でもある。Bクラスに関する重要な留意点は、次の通りである。

①現地駐在員、特に総経理等の上層幹部の人選を決定するにあたっては、必ずBクラス以上の基準を満たすことを考慮する必要がある。駐在員がBクラス以上の就労許可を取得できなければ、現地企業の経営に多大な障害となる可能性がある。

約制」を採用し、より短時間で就労許可が取得できる場合や、最長で5年の有効期間をもつ就労許可の取得が可能な場合がある。

Aクラス人材の認定基準は比較的高く設定されているものの、可能性がある場合にはその取得を目指して申請することが勧められる。Aクラスの認定を取得できれば、駐在員個人が就労、生活の上で大きな便宜を享受できるようになり、地方政府による所属企業への信用評価の向上にもつながる。

Bクラスは「外国専門人材」とされ、適用範囲が最も広く、申請者が最も多いクラスとなるため、日系企業が最も関心を寄せている区分でもある。Bクラスに関する重要な留意点は、次の通りである。

①現地駐在員、特に総経理等の上層幹部の人選を決定するにあたっては、必ずBクラス以上の基準を満たすことを考慮する必要がある。駐在員がBクラス以上の就労許可を取得できなければ、現地企業の経営に多大な障害となる可能性がある。

②ポイントは、Bクラス認定の唯一の条件ではない。Bクラス認定のその他の各条件はいずれもポイントより優先されるものであり、その他の条件の1つ(学士以上の学位と2年以上の関連する業務経験を持つ等)を満たせば、それだけでBクラスの認定を得ることができる。その他の条件をいずれも満たすことができない場合に限り、ポイントによる判断が適用されることとなる。

③Bクラスの認定条件を1つも満たさない場合も、Bクラス認定を得る可能性が完全にはないというわけではない。地方政府は「特別許可」の形でBクラス認定を出す権限を持っている。実務の中で、「特別許可」によってBクラス認定が得られた例も少なくない。

Cクラスは「その他の外国人」とされるが、地方政府により駐在員がCクラスに認定されそうになった場合においては、現地企業で速やかに対応し、Bクラス認定に変更してもらうよう積極的に働きかけが必要である。Cクラス認定を受けると、企業に対する政府の評価が下がるだけでなく、当該外国人は就労許可の延長が認められないといった困難に陥る可能性が高くなる。

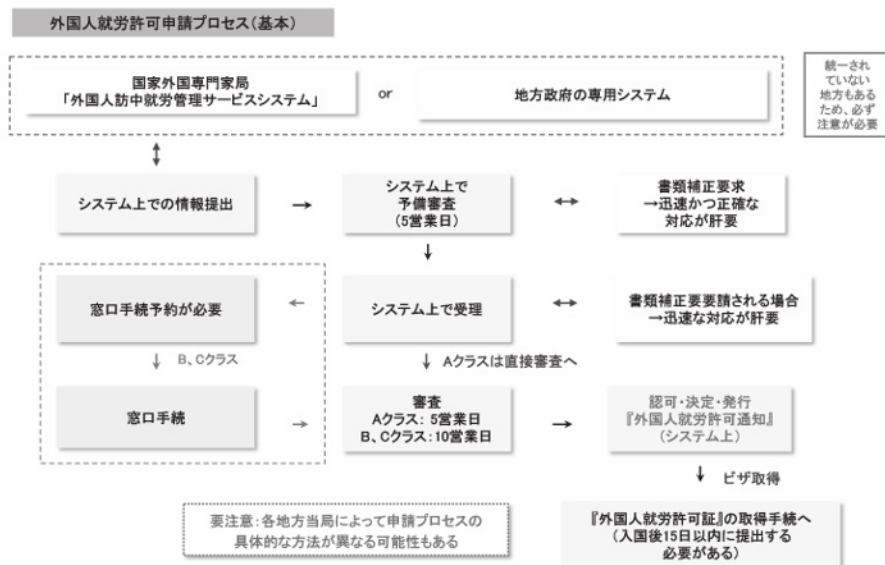
(2)申請手続の変化

SAFEAは、新たな分類基準および認定基準を設定すると同時に、新たな申請手続も制定した。

旧制度下では効率の劣る窓口申請方式がとられていたが、新制度が実施されてからは、SAFEAが全国統一のオンラインによる「外国人訪中就労管理サービスシステム」を創設し、現在すでに多くの地方政府で、このシステムが使用されている。新システムが導入されたことで、外国人就労許可の申請手続は次のように変更された(図3)。

注意が必要な点として、申請書類をオンライン提出する場合、窓口申請のように政府の担当職員と直接やりとりできるわけではないため、政府の担当職員の意図が正確に把握されない可能性が高くなり、このために対応の効率が下がり、許可が取得できなくなるリスクさえある。オンライン申請の成功率を高めるため、申請書類の内容について、これまで以上に十分かつ正確に確認するとともに、正式なオンライン申請を行う前に、所管機関への問い合わせ窓口で事前確認を行うことで、問題の指摘を受けた際、速やかに補正できるようにすることが勧められる。

図3 最新のオンライン申請の手続 (基本)



②オフライン(窓口手続)での「特別申請」および許可

Bクラスの認定条件に満たせるものが1つもない申請者については、オンラインでの申請方式をそのまま適用することはできないが(オンライン申請が拒否されるため)、地方政府によってはオンラインではなく、特別に窓口での申請を企業に認めているところもある。この場合、地方政府により各要素

が総合的に考慮され、職権により就労許可が与えられる可能性が高くなる。地方政府に対して説得力のある書類と理由を提出し、十分な意思疎通を行うことが、対応の鍵となる。

新制度と密接に関係する信用とビッグデータの管理

企業の信用を含めた社会の信用管理を強化する目的から、数十の中央政府関係機関が共同で参与する「信用中国」という名称の社会信用管理システムが創設されている。また一部の地方政府では、その地域の信用管理システムが立ち上げられている。「信用北京」、「上海誠信網」等

信用管理システムが運用されて以降、社会的主体(会社等)の信用情報が各政府機関間で共有されるようになり、任意の会社について政府が評価を行う際には、信用管理システムに記録された当該会社の信用状況が総合的に考慮されるようになった。信用状況が良好であれば、より多くの便宜が得られ、悪ければ(行政面

での違法又は処分を受けた記録がある、ブラックリストに載せられている等)、会社が各種の申請を行う際に受ける政府審査の基準が、より厳しいものとなる。

また、国務院が15年に公布した指導意見により、各級の政府機関では、行政管理におけるインターネットおよびビッグデータの応用が強化されている。SAFEAによるオンライン申請システムの立ち上げに見るように、インターネットを利用した行政管理は、

昨今のトレンドとなっている。その上、大量の情報データを収集してビッグデータ分析を行うことで、より全面的に企業の経営状況や駐在員個人の活動の状況が把握できるようになっているため、違法の行為がさらに発見されやすくなっただけでなく、ビッグデータ分析と信用管理システムを組み合わせて運用することで、政府がさらに迅速、全面的、正確に現地企業への評価を行い、行政管理に活かすことが可能となっている。

このため、駐在員の就労許可手続を含め、現地企業で今後各種の行政手続を行うにあたっては、コンプライアンス面での確認がより重大となる。

よくある質問と対処法

(1) 60歳を超えた者でも就労許可(延長を含む)を取得できるか。

長を含む)を取得できるか。

Aクラスの人材には、年齢制限の問題がない。Bクラスについては、原則規定として、60歳の年齢制限が設定されている。しかし、地方によっては、特別許可としてこの制限が緩和される道も残されている。例えば北京市では、年齢が60〜65歳の申請者は、「特別申請の方法」により就労許可を取得できる可能性も低くはない。

(2) 大卒の学歴をもたない者でも就労許可(延長を含む)を取得できるか。

次の条件を具備することで認められる申請を検討できる。

- 国際的に通用する「職業技能資格証書」を持つ人材または緊急に必要とされる技能人材
- ↓ 現行法規では「職業技能資格証書」の種類および形式について明確な規定がないため、申請者ごとの個別の状況と、認可可否についての地方政府の確認結果を加味する必要がある。
- 平均給与収入が現地の前年度の社会平均給与収入の4倍を下回らない者

↓ 収入金額の証明に誓約制を適用するか、実績の証明を提出させるかについては、各地方政府の認識と対応が異なり、やはり事前の確認が必要となる。

●ポイント制の運用

↓ポイントの正確な計算および各証明書類の準備が対応の鍵となる。

労務管理に関する法規の執行状況およびホットトピックス

(1) 労務管理に関する法律、行政法規の立法活動

企業から高い関心が集まっている人力資源社会保障部作成の「企業人員削減規定(意見聴取稿)」は、15年1月31日にパブリックコメントの募集を終了して以来、正式版がいまだに公布されていない。社会の各界からは「労働契約法」の改訂を求める声が高まっているが、これにも立法機関や政府が積極的に推進している様子は見られない。また、「労務派遣暫定施行規定」にもさらなる改訂が行われる動向はない。(2) 現段階で話題となっている法律の具体的な執行方法

立法活動が活発さを欠いている状況とは異なり、地方政府と司法機関ではなおも地方性規定の公布が相次いでおり、労働に関する法律の実務運用を明確化し、膨大な数に上る労働紛争事件の適切な解決が図られている。ここから見て取れるように、最近の労働関連法律の執行の傾向は、実務における法律の運用にかかる具体的方法の

細分化に体现されていると言える。

例えば、北京市高級裁判所、北京市労働人事争議仲裁委員会が17年4月24日に公布した「労働紛争事件にかかるとる審理への適用法律問題に関する解答」は、現地企業の労務管理と密接に

関係し、企業の関心の高い多くの複雑な問題の解決原則について規定したもとなつている。これには、雇用者の主体資格認定、企業が一方的に従業員の職務調整を行うことの適法性、従業員の仕事場所の変更、企業が違法に労働契約を解除した場合の法的責任、企業が一方的に労働契約の解除権を行使する場合の適法性の判断基準、従業員の年次有給休暇の計算方法、未使用分の年次有給休暇にかかる賃金支給基準、従業員の賃金および残業代の計算基数、社会保険料未払いの法的責任、労災保険待遇の支払い方法等の内容が含まれており、注目されるものになつている。

(3) 最近の話題―現法での人員整理の際、おろそかにできない「民主的手続」

近年、中国現地の日系企業では、経営効率の改善、人件費削減等の目的から大規模な人員整理が行われる例が少なくない。経営中の現地法人において人員の整理を行うにあたっては、人員

削減、担当職務の調整等を考慮するだけでなく、企業がその後も現地で安定的に経営できることを保証しなければならず、対応がより困難となる。この中で、適切な対応および「民主的手続」の運用が、非常に注目される問題となる。

中国の「労働契約法」第4条第2項の規定およびその実務における執行方式により、企業で大規模な人員整理(総従業員数の10%あるいは20人以上に及ぶもの)を実行する場合には、少なくとも次の3つの構成要素がある。

- ① 企業と従業員代表大会または全従業員との協議検討、意見交換
- ② 企業と労働組合または従業員代表との交渉
- ③ 企業から所管の人力資源社会保障局および地方総工芸への報告

企業が法律上必須プロセスとされている「民主的手続」を履行していないと、人員整理の実施に違法要素がある」とみなされて遂行が難しくなる上、従業員、人力資源社会保障局および上級の労働組合等の各者の不満を引き起こしやすくなる。さらには企業の主導権が大きく奪われることにもなるため、「民主的手続」の履行は重要かつ必要であり、決しておろそかにすることができない。

「民主的手続」の履行プロセスにおいて、従業員、人力資源社会保障局および上級労働組合等の各者と適切に交渉を行うことが、対応のキーポイントとなる。適切に交渉、対応することで、企業が主導権を奪われる(高額な経済補償金を要求する従業員からの「ゆすり」に遭う等)事態に陥るリスクを回避できるだけでなく、却って各者(特に従業員)に企業の状況や立場を理解してもらいやすくなり、法律の規定についても正しい認識が持たれることで、人員整理後の作業展開にもメリットがある。

まとめ

中国の社会、経済の持続的な発展に伴い、現地企業は絶えず更新される法律や経営環境の変化への適応を余儀なくされている。新たに施行された外国人就労許可制度、現地企業の従業員管理に関する労働法律制度のいずれにおいても、最近では実務運用上の方法がより重視される傾向となつている。このため、法律制度の規定そのものに対する理解のみならず、「運用の仕方がより重要となる」ことを認識し、適法、正確かつ効率のよい方法で、現地企業の各種の問題に対応できるようにする必要がある。



金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons) 中国弁護士
中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇

扱いの最新動向と注意点

提供の過程において取得した公民の個人情報や他人に販売または提供した場合、前項の規定により処罰する。窃取またはその他の方法で違法に公民の個人情報を取得した場合、第1項の規定により処罰する。単位^{注1}が前3項の罪を犯した場合、単位に対して罰金を科し、かつその直接に責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して、各項の規定により処罰する」と定めています。

なお、「公民の個人情報」、「他人に提供する」、「その他の方法で違法に取得する」とはそれぞれどのような定義なのか、「情状が重い」とはどのような基準で判断されるのか、これらの不明な点については、本司法解釈が全面的かつ体系的な規定を明確に定め、たうえで解説しています。

(3) 「サイバーセキュリティ法」によるサイバーセキュリティ強化に伴う個人情報保護の強化

本司法解釈と同時に施行された「サイバーセキュリティ法」は、初めて法律の次元で「個人情報」の概念を明確に定め、個人情報保護の主要義務についても、本司法解釈に相当するいくつかの条項を設けて定めています。

「サイバーセキュリティ法」の施行に関して、同法37条に定める重要情報インフラ運営者の個人情報および重要データの中国国内での保存や中国国外への送信時の当局によるセキュリティ評価等の厳しい規制への適正な対応が最も注意すべき点となります。しかし、このセキュリティ評価制度にかかる「重要情報インフラ」の具体的な範囲、セキュリティ評価が必要とされる個人情報および重要データの範囲、セキュリティ評価のプロセス、評価要点、評価方法については同法に具体的な定めがなく、現在意見募集が行われている一連の下級法令の意見募集稿または草案（「重要情報インフラセキュリティ保護条例（意見募集稿）」、「個人情報および重要データ出国セキュリティ評価弁法（意見募集稿）」のほか、全国情報安全標準化技術委員会による「情報安全技術・デー

タ国外移転（原文「出境」）セキュリティ評価指南（草案）」等）に着目しなければなりません。これらの条例・弁法・指南は、まだ草案または意見募集の段階ですが、いずれもセキュリティ評価の問題について一定の方向性を示しているため、その正式な公布が待ち望まれます。



3. 個人情報を取扱う企業の注意点

個人情報を取扱う企業においては、従業員の個人情報、顧客情報の収集・利用に対し一層の注意を払う必要がある一方、違法な情報の取得を避けるため相応の社内措置・対策をとる必要もありますので、その注意点および対策について述べます。

(1) 個人情報の定義範囲および行為基準への注意

「サイバーセキュリティ法」と本司法解釈における、個人情報の保護範囲および違法・犯罪行為の基準に関連する定めに照らし、企業として注意すべきポイントについて、整理します。

① 個人情報の定義と範囲

「個人情報」とは、「サイバーセキュリティ法」76条によれば「電子またはその他の方式で記録された、単独でまたはその他の情報と組み合わせて自然人（個人）の身分を識別できる、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等を含むがこれらに限らない各種情報をいう」と定義されています。その定義の中心的要素は、個人の身分の識別であることがみてとれる一方、本司法解釈は、「特定の自然人の身分を識別することができる情報」のみならず、行動の目的地・軌跡等に関する記録、活動状況を反映した情報も公民の個人情報であると初めて定められ、広い解釈をしていると考えられます。もっとも、これら2つの法令のいずれに従って「個人情報」を認定するのか、企業による個人情報侵害行為が成立するのかについては、各政府主管部門によって解釈・判断が異なる

（本文は31頁に続く）

Q&A 中国ビジネス Q&A 情報化社会における企業による個人情報取

Q 現在、情報技術、インターネット技術の急速な発展・普及に伴い一般市民に利便性がもたらされると同時に、個人情報の保護という、より大きな問題にも直面しています。個人情報の流出やその侵害に関連する事件のニュースもよく見受けられます。2017年6月に「サイバーセキュリティ」法が施行されたことで、個人情報および重要データの中国国内での保存や中国国外への送信に当局の審査(クロスボーダーセキュリティ評価、以下「セキュリティ評価」)等の厳しい規制が課され、中国ビジネス関係者からの大きな反響を呼びました。

このような状況を背景に、ネット時代に相応しい個人情報保護制度を構築すべく、中国当局はここ数年の間に個人情報保護に関する多くの法令を制定し、その執行を強化する対策を多方面で講じ、ネット社会における個人情報の保護を推進しています。これらの法令、特に中国で事業展開するうえでの個人情報を含む種々の情報やデータを中国国外へ送信する行為への法規制は、どのような内容となっているのでしょうか。外資系企業としては、どのように対応し、どのような点に注意すればよいのでしょうか。

A

1. 個人情報保護に関する基本的な法体系

中国では、個人情報保護法の基本法が定められていないのが現状であり、個人情報に関する規定は法律、行政法規、司法解釈、部門規則、政策に散見される状態になっています。

そのうち、09年の刑法第7次改正案では初めて公民個人情報侵害罪が新設され、これを契機に個人情報の立法が加速化しました。13年改正の「消費者権益保護法」29条、15年の刑法第9次改正案による公民個人情報侵害罪に関する規定の改正、今年3月に公布された民法総則111条、今年5月8日に公布・施行の「公民個人情報侵害刑事事件の取扱いにおける法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院および最高人民検察院の解釈」(以下「本司法解釈」)、今年6月1日施行の「サイバーセキュリティ法」等の個人情報保護に関する重要法令の立法が続き、こうして個人情報保護の法的基礎がある程度確立されました。



2. 個人情報保護をめぐる法規制の最新動向

ここ数年に施行された各法令により個人情報保護は確実な一歩を踏み出しつつありますが、その最新

動向につき以下に概要を論じます。

(1) 民法総則による民事法における個人情報権利の明示

これまでの民事関連法令は個人情報の保護を明確に定めておらず、権利侵害責任法等の法令を通じプライバシー権として法的保護を与えてきましたが、今年10月1日施行の民法総則111条では、自然人の個人情報は法的保護を受ける旨が定められ、実務上において重要な意義を有しています。今後、身分証明書番号等の個人情報が侵害された際には、プライバシー権侵害に基づく主張・請求ではなく、個人情報権侵害を主張し、侵害差止めや損害賠償等の民事的な請求を行いうると解されます。

(2) 刑法第9次改正案および司法解釈による個人情報侵害の刑事規制——公民個人情報侵害罪の明確化

刑法第9次改正案は253条1項の公民個人情報侵害罪について、「国の関連規定に違反し、他人に公民の個人情報を販売、または提供し、情状が重い場合、3年以下の有期徒刑または拘留に処し、罰金を単科または併科する。情状が特に重い場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。国の関連規定に違反し、職責の履行またはサービス

扱いの最新動向と注意点

客の個人情報を実日常的に取扱う企業における顧客情報の取扱いにあたっては、企業プライバシーポリシーの作成、個人情報の使用目的、方法、範囲の顧客への明示等が必要であり、収集された個人情報の社内管理体制を構築し、個人情報を処理する情報システムの安全性を確保することも不可欠です。また、取扱う情報の件数が多いことから、従業員情報と比べて本司法解釈に定める「情状が重い」の基準に達しやすいため、企業は特にこれら個人情報の保護に力を尽くさなければなりません。

また、中国では見ず知らずの相手からのセールス電話が頻繁にあります。これらの電話の発信者は受信者の氏名、消費記録等を把握しています。このような営業行為は個人情報の違法取得によるものが多く、本司法解釈により、合法的な営業行為のために違法に個人情報を購入または收受のうえ、一定の利益（5万人民元）を得ると犯罪と認定されるため、営業促進を目的とした個人情報の購買等は避けるべきだと思われます。

③個人情報および重要データの中国国内保存およびセキュリティ評価

外資系企業にとって、個人情報および事業関連データのクロスボーダーにおける移動は極めて一般的であるため、「サイバーセキュリティ法」37条に定められた義務は外資系企業の事業展開において多大な意味を持ち、それ以上に根本的な影響を及ぼす可能性もあります。これにより、中国国内における保存、セキュリティ評価、重要情報インフラ運営者の範囲等の事項の明確化については、今後サイバーセキュリティ法の下位規范文書に依拠せざるを得ません。外資系企業においては関連する最新法令の情報把握に努めるべきだと思われます。

④社内管理にかかわる他の注意点

その他、企業管理上、次のような点に注意する必要があります。

a. 個人情報に関する社内規則を整備し、管理制度

を確定したうえで、従業員への情報取扱いに関する教育を重視し、関連するマニュアルを作成のうえ定期的にレビュー・更新し、個人情報保護の重要性を常に意識させること

b. 社内における個人情報の取扱権限を限定し、必要に応じて関係責任者と秘密保持誓約書を取り交わし、本人が理解したうえで署名を得て、情報管理にあたっては技術面を含めて必要な措置を講ずること

c. 個人情報の取扱いを弁護士、会計士等の第三者に委託する場合には、委託先選定基準を定め、第三者が当該基準・資格を満たすかどうかを審査し、かつそれに基づき委託し、委託先と契約を締結のうえで委託先に適切に管理させること



4. 終わりに

冒頭でも述べたとおり、中国は個人情報保護に関する法制度の整備を加速しています。このような最新法令の変化・法執行の強化を受け、顧客との取引や人事管理、内部調査、市場調査等の様々な場面で個人情報を取扱う企業においては、個人情報の保護が必須となり、細心の注意を払わなければなりません。紛争回避の観点からしますと、今後、商取引をめぐる個人情報の不当取得、不正使用、告知義務懈怠等により企業が訴えられる場合を想定した会社管理を行うことが重要となり、企業においては個人情報保護の各対策を積極的に導入し、明確かつ正当な情報の取扱いを可能とするシステムを構築することが急務となるでしょう。

(注1)「単位」とは、中国における企業、機構、組織、政府機関、団体等を総称したものです。「事業者」等の日本語訳もありますが、中国の日系企業の間ですでに一般化されている用語であるため、本稿においても「単位」の語を用いるものとします。



ことが考えられますので、今後の最新の法令・政策に注意を払う必要があります。

②個人情報の「他人に提供する」、「その他の方法で違法に取得する」の基準

個人情報の「他人に提供する」とは、本司法解釈3条によれば「特定の個人に公民の個人情報を提供し、および情報ネットワークまたはその他の経路を通じて公民の個人情報を公表する」行為であり、「適法な手段で収集した公民の個人情報を被収集者の同意なく他人に提供すること」も「他人に提供する」行為とされますが、処理により特定の個人と識別されず、かつ復元できない場合を除きます。これに対し、「サイバーセキュリティ法」42条においても、同旨の規定があります。

「その他の方法で違法に取得する」について、本司法解釈4条によれば、「国の関連規定に違反し、購入、收受、交換等の方法で取得、または職務遂行もしくは役務提供の過程で公民の個人情報を収集した」場合、「その他の方法で違法に取得する」行為に該当すると規定されています。「サイバーセキュリティ法」44条においても、いかなる個人および組織も窃盗またはその他違法な方法により個人情報を取得してはならず、個人情報を違法に売却または違法に他人にしてはならないと規定されています。

なお、本司法解釈5条、6条は、個人情報侵害罪の「情状が重い」、「情状が特に重い」の判断基準をそれぞれ新たに定めています。紙幅の関係でここでは割愛しますが、これについては本司法解釈をご参照ください。

(2) 個人情報の取得・使用等に関する具体的な行動指針

①従業員の個人情報の取扱い

会社が従業員を雇用するにあたり、使用者は「労働契約法」8条に基づき労働契約と直接関連する労働者の基本情報につき知る権利を有するものとされています。しかし、これらの情報は適法に収集され

たとはいえ、従業員の同意なく社内イントラネット、社内掲示板で公表する等の行為は、先述の行為基準の「他人に提供する」に該当するものと思われます。それが成立する場合において、その量が大いときは、刑法253条個人情報侵害罪の「情状が重い」に該当する可能性があります。

したがって、企業は個人情報侵害のリスクを低減するため、次のような点に注意する必要があります。

a. 従業員の入社時等、従業員の個人情報を収集・使用する際には、収集した従業員の個人情報の取扱権限を管理・人事部門等に限定し、情報収集の目的（人事管理、企業内部調査等）、使用方法・社内での開示範囲を明確に説明し、労働契約その他の契約、就業規則、確認書、授權書等を利用して従業員の書面による同意を得たうえ、個人情報の収集、保存、分析または開示を行うこと

b. 家族構成、政治的見解、経済力に関する情報等の労働契約と直接関連しない個人情報は会社において収集しないほか、差別を招きかねない個人情報（宗教、家族等）を厳密に管理すること

c. 重役を雇用する場合、同人の身元調査を行うケースもしばしば見受けられますが、調査会社を起用し、買取、交換等の方法でそのような情報を取得する場合、適法の範囲を超え法令違反となるケースもあるため、注意を要すること

d. 従業員のインターネット等の私的利用や秘密漏洩を防止する措置として、企業が社内で行う電子メール等へのモニタリング等の措置については、民主的な方法によるモニタリングポリシーの制定、従業員への事前告知、それらの同意の取得、必要限度におけるモニタリングの実施等が不可欠となり、これらを怠ると、従業員の個人情報侵害、プライバシー権侵害のリスクが生じる可能性があること

②顧客情報の取扱いおよび営業促進を目的とした個人情報の取得

小売業、サービス業、IT業または金融業等、顧

情報クリップ

2017年10月



■ 10/17 湖南省国際貿易促進委員会傅丹舟副会長一行が来会

傅丹舟・湖南省国際貿易促進委員会副会長ら一行17人が来会し、今後の湖南省との交流・協力促進のための意見交換が行われた。湖南省は、以前から高い技術力と優れた人材を有し、環境産業分野でも全国で常に上位を占めていることなどが説明された。また、18年3～4月に東京にて湖南重点経済貿易活動、9～10月に中国湖南国際環境保護技術製品博覧会の開催などを予定しており、多くの日本企業の参加を得て湖南省の理解を深めてもらいたいとの要望が寄せられた。

■ 10/18 北京市科学技術研究院訪日団邵錦文副院長一行が来会

邵錦文副院長を団長とする北京市科学技術研究院訪日団が来会し、北京市が推進している科技创新センターの設立や科技構造のイノベーションについて同院の取り組みなどを紹介。北京市科学技術研究院は同市科学技術局に所属する唯一の大型、多分野、ハイレベルの科学技術研究機構であり、傘下に28の研究機関、5,000人余りの研究員・職員を有し、先進製造、都市管理など7つの分野にわたる研究ならびに科学知識の普及、研究成果の事業化、実用化に向け、「官・産・学・研」連携を行っている。来日を通じて日本側との協力関係をさらに広げ、共同研究できるプロジェクトを探りたいと表明。当協会の推薦でJSTを訪問した。

■ 10/20 「中国深圳市ハイテク産業投資誘致セミナー・交流会」を開催

深圳市投資推進署主催、当協会が協力窓口で「中国深圳市ハイテク産業投資誘致セミナー・交流会」がホテル椿山荘東京で開かれた。「深圳に投資し、Win-Winの未来を」をテーマに、賈長勝・同署副署長、王殊穎・同宣伝推進部部長が、同市の経済発展の現状およびハイテク産業投資環境を紹介した。日本側からは近野泰・野村総合研究所主席コンサルタントが深圳市は川上、川中と川下のイノベーションを共に起こして、多様化、分散化社会に上手く対応している構造となっていると分析した。リチウム外装材事業で深圳市において合弁企業を設立した凸版印刷の岩瀬浩・上席執行役員が同市のビジネス環境、市場状況を紹介した。また、深圳企業の

日本現地法人ZTEジャパンの李明社長は、自社が研究開発中の次世代通信システム(5G)技術とその市場将来性についてアピールした。出席者は160人を超え、セミナー後の交流会も盛況であった。

■ 10/27 湖南省岳陽市党委談正紅常務委員兼秘書長一行が来会

17日の湖南省国際貿易促進委員会の表敬に続き、談正紅・湖南省岳陽市党委秘書長ら一行6人が今後の岳陽市と日本との経済、貿易、文化面での交流・協力強化のために来会した。

観光資源が豊富であり、交通の要衝として発展する大型港湾都市としての機能を持つ岳陽市について紹介を受けた後、展示イベント等を通じた相互の製品の紹介・市場開拓、日系企業の進出、日本から岳陽市への観光などを軸とした今後の展望について意見交換した。

今回の来会をきっかけとして日本との交流を活発にし、日系企業と岳陽市の新たな日中ビジネスを展開させたいとの要望が寄せられた。

JCNDA NEWS

2017年10月の日中東北開発協会の活動から

■ 10/13 琿春市・呉賢哲副市長一行が来会

呉賢哲・琿春市副市長一行4人が来会し、琿春市側から同市の経済状況、琿春輸出加工区等の紹介があり、双方で今後の協力等について幅広く意見交換した。

■ 10/26 黒龍江省商務庁・姚剛処長一行が来会

姚剛・黒龍江省商務庁投資指導服務処処長一行10人が来会し、黒龍江省側から綏芬河市の経済概況と同市の企業の動向等について紹介があった。会談のあと、来会した同省の企業と関係日本企業で企業間交流を行った。

■ 10/30 大連市人民対外友好協会・于涛副会長一行が来会

于涛・大連市人民対外友好協会副会長一行3人が来会し、双方で中国人研修生の日本への派遣等について幅広く意見交換した。



2018年1月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

日中経済協会合同訪中 代表団抄録

編集後記

ビジネス環境の改善に向けた法整備は、診療に愉えることができず。豊富な知識と経験に基づいて症状から病因を特定し、適切に薬を処方することが大切で、相応の能力と責任が問われます。非常に大変ですが、やりがいのある取り組みです。日中間わず、この重要な課題を解決するために日々頑張る人々の根底には、「以人為本」——人民の利益を中心に考える精神に支えられ、それを大切にしていくことが大事です。本当に頭の下がる思いです(久力)

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになります。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

日中経協ジャーナル

2017年12月号(通巻第287号)平成29年11月25日発行

発行人 高見澤学 今村健二

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2017

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN: 978-4-88880-253-6 C2033

DATA ROOM

中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2017年第3四半期までの主要経済指標(速報値)をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<http://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 1～3月	2017年 1～6月	2017年 1～9月
国内総生産(GDP)名目額	億元	595,244	643,974	689,052	744,127	180,683	381,490	593,288
〃 実質成長率(前年比)	%	7.8	7.3	6.9	6.7	6.9	6.9	6.9
四半期 GDP 実質成長率(前年比) ^(注1)	%					6.9	6.9	6.8
1人当たり GDP	元	43,320	46,629	49,351	53,980			
〃 実質成長率(前年比)	%	7.2	6.7	6.3	6.1			
食糧生産量	億トン	6.0194	6.0703	6.2143	6.1624			
工業生産額(付加価値ベース)	億元	222,338	233,856	236,506	247,860			
〃 前年比	%	7.7	7.0	6.0	6.0			
うち一定規模以上の工業企業(前年比) ^(注2)	%	9.7	8.3	6.1	6.0	6.8	6.9	6.7
固定資産投資額 ^(注3)	億元	446,294	512,761	551,590	596,501	93,777	280,605	458,478
〃 前年比(名目)	%	19.1	15.3	10.0	8.1	9.2	8.6	7.5
不動産開発投資額	億元	86,013	95,036	95,979	102,581	19,292	50,610	80,644
〃 前年比(名目)	%	19.8	10.5	1.0	6.9	9.1	8.5	8.1
社会消費財小売総額 ^(注4)	億元	242,843	271,896	300,931	332,316	85,823	172,369	263,178
〃 前年比(名目)	%	13.1	12.0	10.7	10.4	10.0	10.4	10.4
消費者物価指数(CPI)	%	2.6	2.0	1.4	2.0	1.4	1.4	1.5
工業品出荷价格指数(PPI)	%	-1.9	-1.9	-5.2	-1.4	7.4	6.6	6.5
都市部1人当たり可処分所得	元	26,955	28,844	31,195	33,616	9,986	18,322	27,430
〃 実質伸び率	%	7.0	6.8	6.6	5.6	6.3	6.5	6.6
農村部1人当たり可処分所得 ^(注5)	元	8,896	9,892	11,422	12,363	3,880	6,562	9,778
〃 実質伸び率	%	9.3	9.2	7.5	6.2	7.2	7.4	7.5
都市部新規雇用者数	万人	1,310	1,322	1,312	1,314	334	735	1,097
都市部登録失業率	%	4.05	4.09	4.05	4.02	3.97	3.95	3.95
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	41,603.1	43,030.4	39,569.0	36,855.7	8,999.4	19,095.5	29,687.0
〃 前年比	%	7.6	3.4	-8.0	-6.8	15.0	13.0	11.7
中国の輸出額	億ドル	22,100.2	23,427.5	22,749.5	20,981.5	4,827.6	10,472.7	16,324.2
〃 前年比	%	7.9	6.1	-2.9	-7.7	8.2	8.5	7.5
中国の輸入額	億ドル	19,502.9	19,602.9	16,819.5	15,874.2	4,171.8	8,622.8	13,362.8
〃 前年比	%	7.3	0.4	-14.2	-5.5	24.0	18.9	17.3
中国の輸出入収支	億ドル	2,597.3	3,824.6	5,930.0	5,107.3	655.7	1,850.0	2,961.4
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	3,125.5	3,124.4	2,786.6	2,747.9	688.8	1,421.9	2,200.5
〃 前年比	%	-5.1	0.0	-10.8	-1.3	12.3	11.1	10.1
中国の対日輸出額	億ドル	1,502.8	1,494.4	1,356.7	1,292.6	322.6	652.8	993.5
〃 前年比	%	-0.9	-0.5	-9.2	-4.7	4.8	6.2	4.7
中国の対日輸入額	億ドル	1,622.8	1,630.0	1,429.9	1,455.3	366.2	769.1	1,207.0
〃 前年比	%	-8.7	0.4	-12.2	1.8	20.0	15.6	15.0
中国の対日輸出入収支	億ドル	-120.0	-135.5	-73.2	-162.6	-43.7	-116.4	-213.6
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計) ^(注6)	件	22,773	23,778	26,575	27,900	6,383	15,053	23,541
〃 前年比	%	-8.6	4.4	11.8	5.0	7.2	12.3	10.6
世界の対中直接投資実行額(〃)	億ドル	1,175.9	1,195.6	1,262.7	1,260.0	338.1	656.5	920.9
〃 前年比	%	5.3	1.7	5.6	-0.2	-4.5	-5.4	-3.2
日本の対中直接投資契約件数(中国商務部統計)	件	943	653	643	576			
〃 前年比	%	-40.3	-30.8	-1.5	-10.4			
日本の対中直接投資実行額(〃)	億ドル	70.6	43.3	31.9	31.1	9.4	17.3	23.5
〃 前年比	%	-4.0	-38.7	-26.1	-3.1	-6.9	0.6	3.5
経常収支	億ドル	1,482	2,360	3,042	1,964	184	693	1,063
マネーサプライ(M ₂) ^(注7)	億元	1,106,525	1,228,375	1,392,278	1,550,067	1,599,610	1,631,283	1,655,662
〃 前年比	%	13.6	12.2	13.3	11.3	10.6	9.4	9.2
外貨準備	億ドル	38,213.2	38,430.2	33,303.6	30,105.2	30,090.9	30,567.9	31,085.1
対外債務残高 ^(注8)	億ドル	8,631.7	17,799.3	13,829.8	14,206.6	14,378.0	15,628.0	
対ドルレート	元/US\$	6.1932	6.1428	6.2284	6.6423	6.8993	6.7744	6.6369
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェトロ換算)	億ドル	3,120.4	3,091.8	2,699.4	2,703.2	688.1	1,395.9	2,136.4
〃 前年比	%	-6.5	-0.9	-12.7	0.1	8.8	9.8	8.6
日本の対中輸出額	億ドル	1,298.5	1,271.1	1,092.7	1,138.7	296.0	615.7	950.7
〃 前年比	%	-10.3	-2.1	-14.0	4.2	18.2	17.8	16.8
日本の対中輸入額	億ドル	1,821.9	1,820.7	1,606.7	1,564.4	392.1	780.3	1,185.7
〃 前年比	%	-3.6	-0.1	-11.8	-2.6	2.6	4.2	2.8
日本の対中輸出入収支	億ドル	-523.4	-549.7	-514.1	-425.7	-96.1	-164.6	-235.0
日本の対中直接投資総額 (財務省国際収支状況・ジェトロ換算)	億ドル	91.0	108.9	100.8	86.3	23.0	48.4	
〃 前年比	%	-32.5	19.6	-7.5	-14.3	12.8	15.8	

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前年同期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2,000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは農民1人当たり純収入(四半期は農民1人当たり現金収入)。15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。

(注7) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半期は期末数。

(注8) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む(2014年もそれに伴い調整された)。

(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民銀行、国家外務管理局、ジェトロ発表等から日中経済協会が作成。



ようこそ。 美しいスマートシティ「天津」へ。

Beautiful Smart City, Tianjin

中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階
Tel. 03-3221-8298 E-mail: hanyr@tedajp.com / doyamasi@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION